

【表紙】

| | |
|--|-------------------------|
| 【提出書類】 | 訂正有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成30年6月18日提出 |
| 【発行者名】 | 三菱UFJ国際投信株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 松田 通 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 伊藤 晃 |
| 【電話番号】 | 03-6250-4740 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 | グローバル・ソブリン・オープン（3ヵ月決算型） |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】 | 1兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年12月18日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について有価証券報告書の提出に伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

第一部【証券情報】

(4)【発行(売出)価格】

<訂正前>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034(受付時間:営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス <http://www.am.mufg.jp/>

(注)基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<訂正後>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034(受付時間:営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(注)基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

信託金の限度額は、1兆円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

| 単位型・追加型の別 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉となる資産) |
|-----------|--------|------------------------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 |
| | 海外 | 債券 |
| 追加型投信 | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 |
| | | 資産複合 |

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

| | |
|-------|---|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 内外 | 目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 債券 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

属性区分表

| 投資対象資産 (実際の組入資産) | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---------------------|------|--------|------|-------|
|---------------------|------|--------|------|-------|

| | | | | |
|--|--------------|-------------|----------------------|---------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル（日本含む） | | |
| | 年2回 | 日本 | | |
| | 年4回 | 北米 | ファミリー ファンド | あり （適時ヘッジ） |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 | 年6回 （隔月） | 欧州 | | |
| | 年12回 （毎月） | アジア | | |
| | 年12回 （毎月） | オセアニア | | |
| | 年12回 （毎月） | 中南米 | | |
| 不動産投信 | 日々 | アフリカ | | |
| その他資産 （投資信託証券（債券 公債・高格付債）） | その他 | 中近東（中東） | ファンド・ オブ・ファ ンズ | なし |
| 資産複合 | | エマージング | | |

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

| | |
|----------------------------------|--|
| その他資産 （投資信託証券（債券 公債・高格付債）） | 投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として、債券（公債 ^{*1} ・ 高格付債 ^{*2} ）に投資する。 |
| 年4回 | 目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるもの をいう。 |
| グローバル（日本含む） | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界 （日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ファミリーファンド | 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの をいう。 |
| 為替ヘッジあり （適時ヘッジ） | 目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産 に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうち適時ヘッジを行うもの をいう。恒常的に為替ヘッジを行うものではありません。 |

*1 公債・・・目論見書又は投資信託約款において日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載のあるものをいう。

*2 高格付債・・・三菱UFJ国際投信株式会社のファンドにおける定義により、目論見書又は投資信託約款において、原則としてA格相当以上の債券を投資対象とする旨の記載のあるものをいう。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに
信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

特色1

世界主要先進国の、信用力の高いソブリン債券を主要投資対象とし、国際分散投資を行います。

ポイント① 世界主要先進国

- 世界主要先進国は、OECD加盟国とします。
OECD(経済協力開発機構)は、国際経済全般について協議することを目的とした国際機関です。
- 世界主要先進国のソブリン債券は、社債や新興国債券等に比べ相対的に価格変動リスクが抑えられ、流動性にも優れているため、安定した投資成果を目指した資産運用に適していると考えられます。
- OECD非加盟国のうち、三菱UFJ国際投信がOECD加盟国に相当する経済実態を有すると判断する国のソブリン債券に投資することがあります。

ポイント② ソブリン債券

各国の政府が発行する**国債**や政府機関が発行する**政府機関債**等をいいます。
また、世界銀行やアジア開発銀行などの国際機関が発行する**国際機関債**のほか、当ファンドにおいてはカナダ、オーストラリアなどの**州政府債**もソブリン債券に含まれます。

ポイント③ 高い信用力

格付けの例

| | Moody's社 | S&P社 |
|----|----------|------|
| 高い | Aaa | AAA |
| | Aa | AA |
| | A | A |
| | Baa | BBB |
| | Ba | BB |
| | B | B |
| | Caa | CCC |
| | Ca | CC |
| | C | C |
| 低い | - | D |

A格以上の信用力の高い債券に投資します。

- 原則としてMoody's社、S&P社等の格付機関のうち、少なくともひとつの格付機関においてA格相当以上の格付けを付与されたものに投資します。
- 格付けとは、債券などの元本や利子が、償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものをいいます。格付機関が、債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。

現在の投資先と格付け状況（2018年3月30日現在）

| ●国債 | | | | | | | | |
|---------------------|-----|-----|----------------|------|-----|-----------|-----|-----|
| カナダ | Aaa | AAA | ノルウェー | Aaa | AAA | シンガポール | Aaa | AAA |
| アメリカ | Aaa | AA+ | スウェーデン | Aaa | AAA | 日本 | A1 | A+ |
| メキシコ | A3 | A- | ドイツ | Aaa | AAA | オーストラリア | Aaa | AAA |
| | | | オランダ | Aaa | AAA | ニュージーランド | Aaa | AA+ |
| | | | デンマーク | Aaa | AAA | | | |
| | | | オーストリア | Aa1 | AA+ | | | |
| | | | フィンランド | Aa1 | AA+ | | | |
| | | | イギリス | Aa2 | AA | | | |
| | | | フランス | Aa2 | AA | | | |
| | | | ベルギー | Aa3 | AA | | | |
| | | | アイルランド | A2 | A+ | | | |
| | | | スペイン | Baa2 | A- | | | |
| ●政府機関債、国際機関債、州政府債等 | | | | | | | | |
| ドイツ復興金融公庫(KfW) | Aaa | AAA | 北欧投資銀行(NIB) | Aaa | AAA | フィーンズランド州 | Aa1 | AA+ |
| 国際復興開発銀行(世界銀行/IBRD) | Aaa | AAA | ブリティッシュ・コロンビア州 | Aaa | AAA | オンタリオ州 | Aa2 | A+ |
| 欧州投資銀行(EIB) | Aaa | AAA | ニューサウス・ウェールズ州 | Aaa | AAA | | | |

※上記の投資先は将来変更となる可能性があります。

※格付け(自国通貨建て長期債務格付け等)は、左にMoody's社、右にS&P社の格付けを記載しています。(出所)Bloomberg

※格付けは、今後の政治、経済、社会情勢等により変更されることがあります。

特色
2

安定的な利子収入の確保と、金利・為替見通しに基づく運用戦略により、収益の獲得を目指します。

ポイント① 安定的な利子収入の確保

先進国のソブリン債券を中長期保有することにより、安定的な利子収入の確保を継続することで、債券価格や為替の変動による損益のブレをカバーする効果が期待されます。(利子収入の積み上げ効果)

■ ご参考

下記のグラフは、当ファンドの実績ではなく、ベンチマーク (FTSE世界国債インデックス (円ベース、日本を含む)) のデータを基に作成したものです。先進国国債の利子収入の積み上げ効果をわかりやすく表示するための参考情報として掲載しています。



※上記は、1997年末を100ポイントとして指数化したFTSE世界国債インデックス (円ベース、日本を含む) を「トータル投資収益」とし、これを三菱UFJ国際投信の計算により月次で「利子収入要因」と「価格変動要因」に分け、それぞれを累積したものです。なお、「利子収入要因」は、各月の利子収入 (経適利子を含む) を当該各月の為替レートで換算したものの累積値となります。

(出所) Bloomberg

ポイント② 金利・為替見通しに基づく運用戦略

● 金利変動リスクのコントロール

一般に、債券の価格は金利が上昇 (低下) すると下落 (上昇) します。

また、満期までの残存期間が長い (短い) 債券や利率が低い (高い) 債券ほど、金利の動きによる債券価格の変動が大きく (小さく) なります。

そこで当ファンドは、金利変動の予測に応じて組入債券の入替えを行い、債券価格の変動リスクをコントロールします。

金利が相対的に上昇 ↗ (債券価格が下落 ↘) すると予測した場合

満期までの残存期間が **短い** 債券への入替えを行い、債券価格の下落リスクを抑制

金利が相対的に低下 ↘ (債券価格が上昇 ↗) すると予測した場合

満期までの残存期間が **長い** 債券への入替えを行い、債券価格の値上がり益の獲得を目指す

● 為替変動リスクのコントロール

通貨が相対的に上昇 ↗ すると予測した場合

その通貨の組入比率の引き上げ

通貨が相対的に下落 ↘ すると予測した場合

その通貨の組入比率の引き下げ

※組入比率の調整によるほか、一時的に為替ヘッジを行う場合があります。

◆FTSE世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)をベンチマークとします。

FTSE世界国債インデックス(円ベース、日本を含む)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っていません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

※ベンチマークを上回る投資成果をあげることを目指し運用を行いますが、これを保証するものではありません。

◆ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社のアドバイスを受け、運用を行います。

ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社は、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(本部所在地:米国カリフォルニア州)の日本拠点です。

資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。



3 3カ月に1回決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆毎年3、6、9、12月の17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。



上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



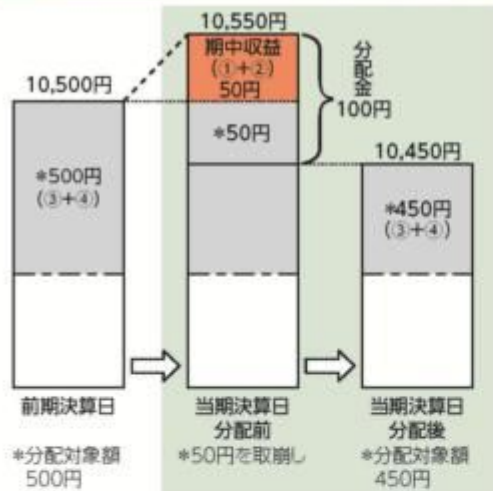
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

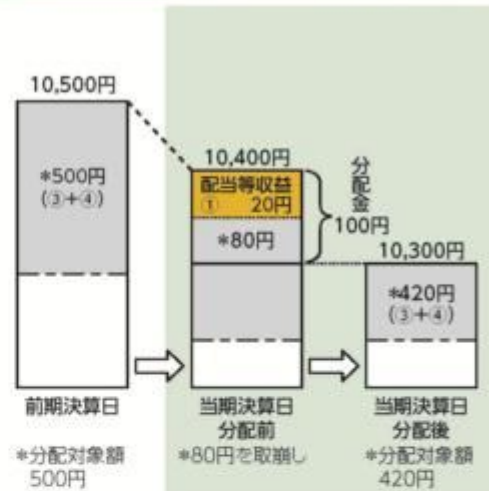
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



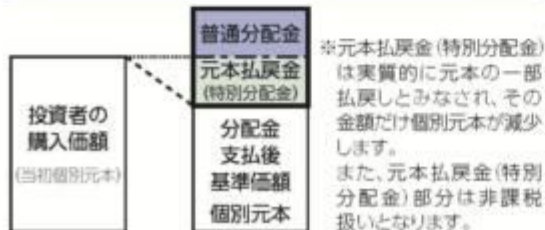
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

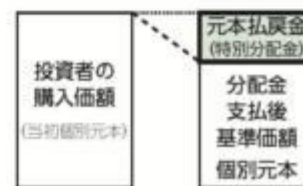
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

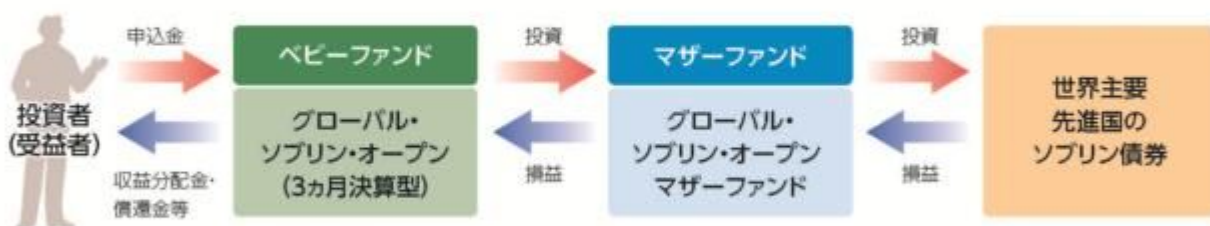
元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ 主な投資制限

| | |
|-------------|------------------------|
| マザーファンドへの投資 | マザーファンドへの投資は、制限を設けません。 |
| 外貨建資産への投資 | 外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。 |

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

<信用格付会社等の提供する格付け等の情報について>

本書において格付等の情報を提供する信用格付会社等の第三者は、格付等の情報についての正確性、完全性、適時性または入手可能性を保証するものではなく、理由の如何を問わず、過失その他による誤り若しくは脱漏またはかかる内容を利用して得られた結果についての責任を負いません。第三者たる内容提供者は、市場性または特定の目的や利用への適合性についての保証を含め（これに限られません。）、明示黙示を問わずいかなる保証も行わず、本書において提供されている情報の内容の利用に関して、直接、間接、付随的、懲戒的、補償的、懲罰的、特別的若しくは結果的に生じた損害、費用、経費、弁護士費用または損失（逸失利益若しくは収益および機会費用を含みます。）について、いかなる責任または債務も負わないことをここに明示します。信用格付は意見の表明であり、事実の表明でも、またいかなる金融商品の購入、保有または売却を勧奨するものでもありません。信用格付は金融商品の適格性や金融商品が投資目的に合致していることを示すものではなく、投資助言として依拠すべきものではありません。

(3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

委託会社と関係法人との契約の概要

| | 概要 |
|--------------------------------------|---|
| 委託会社と受託会社との契約 「信託契約」 | 運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。 |
| 委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」 | 販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。 |

委託会社の概況（平成29年9月末現在）

- 金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- 設立年月日
昭和60年8月1日
- 資本金
2,000百万円
- 沿革
平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
平成27年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- 大株主の状況

| 株主名 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|---------------------|-------------------|----------|-------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 | 107,855株 | 51.0% |
| 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 | 71,969株 | 34.0% |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 | 31,757株 | 15.0% |

<訂正後>

委託会社と関係法人との契約の概要

| | 概要 |
|--|----|
| | |

| | |
|--------------------------------------|---|
| 委託会社と受託会社との契約 「信託契約」 | 運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。 |
| 委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」 | 販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。 |

委託会社の概況(平成30年3月末現在)

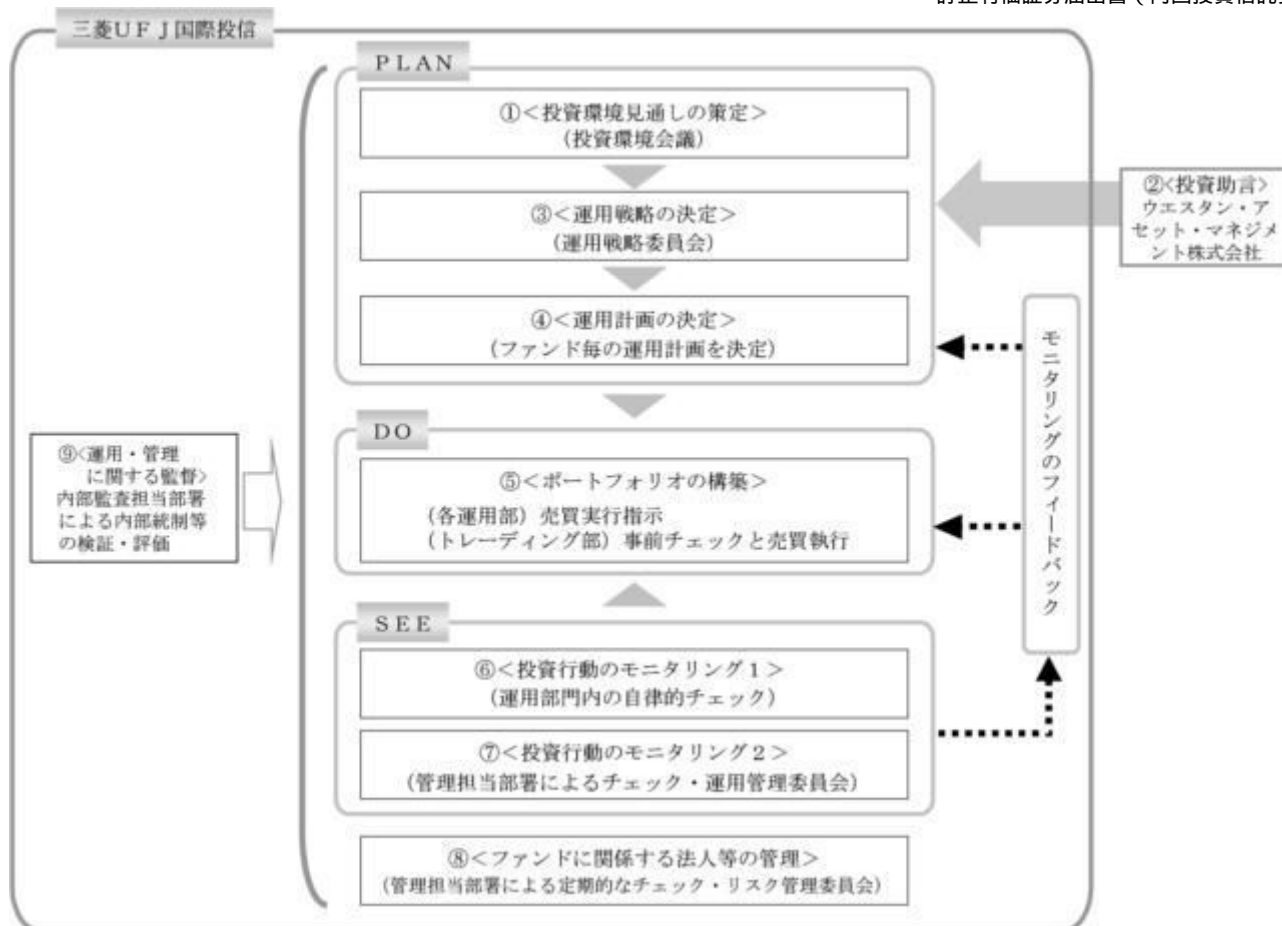
- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
- ・設立年月日
昭和60年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
平成27年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況(平成30年4月2日現在)

| 株主名 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|---------------|-------------------|----------|--------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 | 211,581株 | 100.0% |

2【投資方針】

(3)【運用体制】

<訂正前>



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

投資助言

当ファンドは、ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通し、およびの投資助言に沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

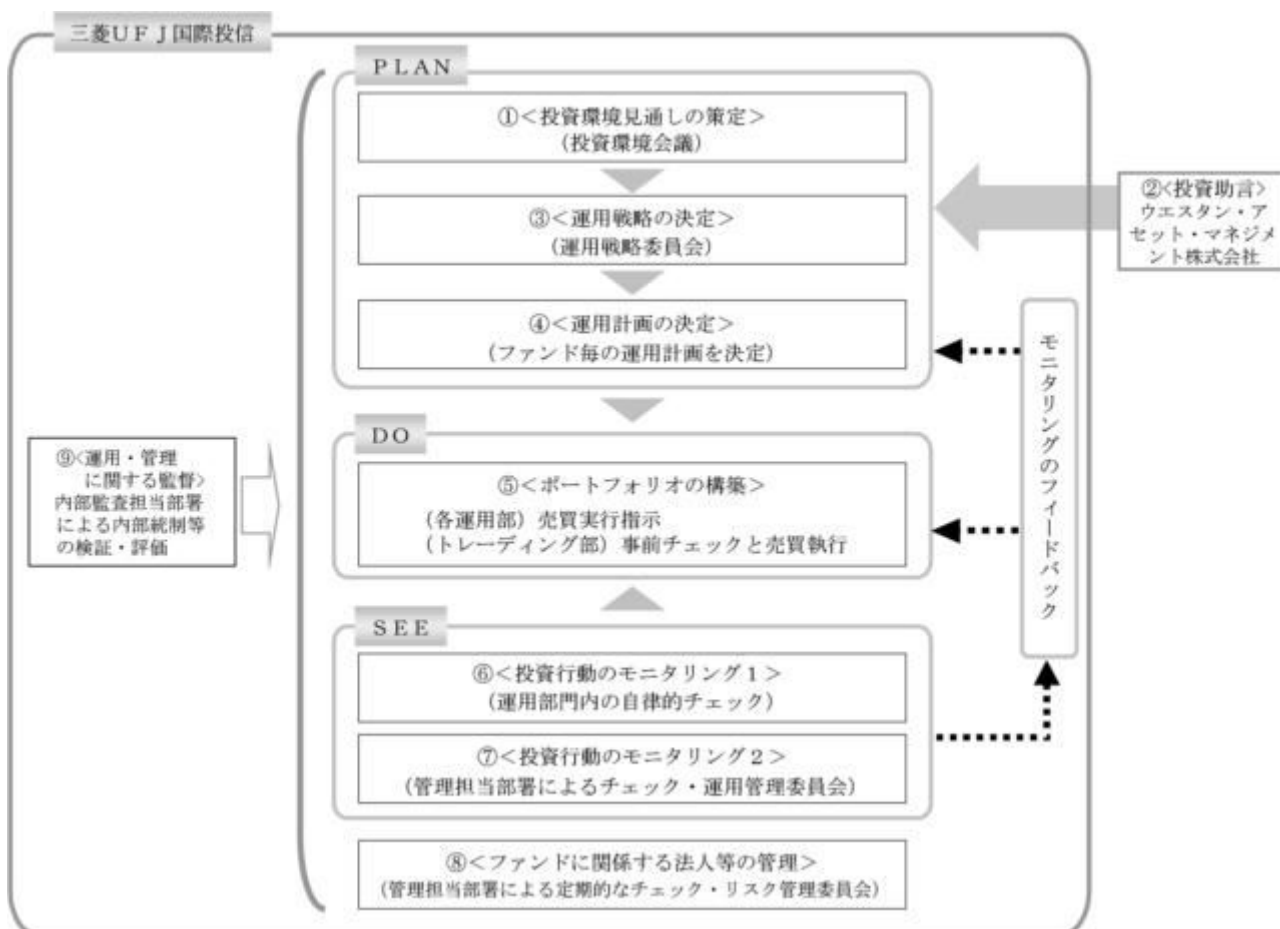
さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

<訂正後>



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

投資助言

当ファンドは、ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通し、およびの投資助言に沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買

の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

3【投資リスク】

<更新後>

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なりスクであり、以下に限定されるものではありません。）

為替変動リスク

ファンドは、主にユーロ建や米ドル建等の外貨建の有価証券に投資しています（ただし、これらに限定されるものではありません。）。投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を多くしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

信用リスク

原則として格付けがA格以上のソブリン債券に投資しますが、投資している国の経済情勢

の変化や各投資対象の格付けの変更により、債券価格が変動し、ファンドの基準価額も変動します。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

ベンチマークについての留意点

「FTSE世界国債インデックス（円ベース、日本を含む）」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることがを保証するものではありません。

その他の主な留意点

- a．受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- c．当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に関催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

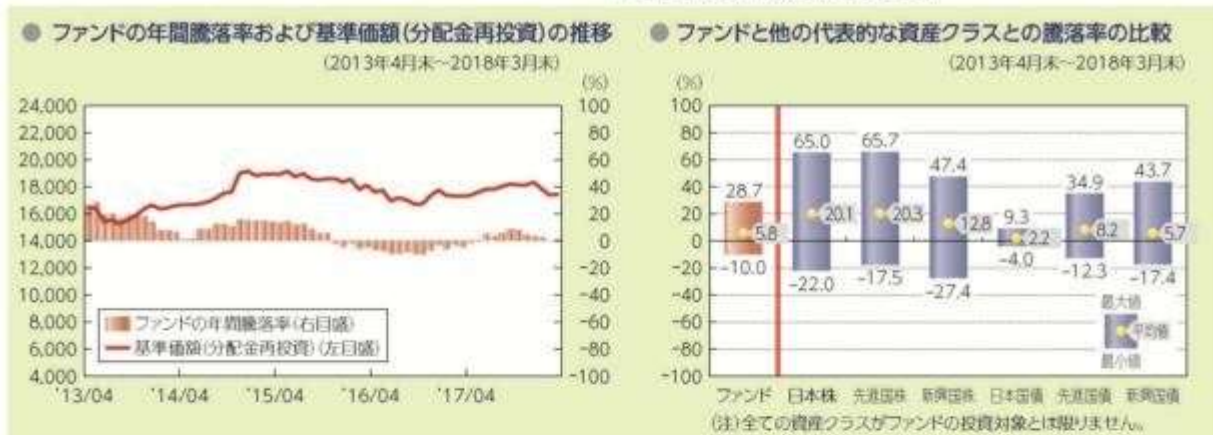
流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選

摂ることによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名 | 注記等 |
|-------|-------------------------------|--|
| 日本株 | TOPIX(配当込み) | TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み) | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債) | NOMURA-BPIとは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村証券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村証券株式会社は一切関係ありません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス(除く日本) | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。 |

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成29年9月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一

ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成30年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【グローバル・ソブリン・オープン（3ヵ月決算型）】

（1）【投資状況】

平成30年 3月30日現在

（単位：円）

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計 | 投資比率（%） |
|--------------------------|------|----------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 29,421,829,197 | 99.70 |
| コール・ローン、その他資産 （負債控除後） | | 88,955,920 | 0.30 |
| 純資産総額 | | 29,510,785,117 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成30年 3月30日現在

| 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 （円） | 簿価 金額 （円） | 評価 単価 （円） | 評価 金額 （円） | 投資 比率 （%） |
|------|-----------|----------------------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド | 15,026,470,479 | 1.9383 | 29,125,807,730 | 1.9580 | 29,421,829,197 | 99.70 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成30年 3月30日現在

| 種類 | 投資比率（％） |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.70 |
| 合計 | 99.70 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成30年3月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

| | 純資産総額 | | 基準価額 (1万口当たりの純資産価額) | |
|-------------------------|-----------------|-----------------|------------------------|-------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第42計算期間末日 (平成20年 6月17日) | 314,489,646,721 | 319,470,917,893 | 7,576 | 7,696 |
| 第43計算期間末日 (平成20年 9月17日) | 300,611,822,500 | 305,587,215,697 | 7,250 | 7,370 |
| 第44計算期間末日 (平成20年12月17日) | 249,652,091,406 | 254,448,471,637 | 6,246 | 6,366 |
| 第45計算期間末日 (平成21年 3月17日) | 251,040,291,416 | 254,569,330,665 | 6,402 | 6,492 |
| 第46計算期間末日 (平成21年 6月17日) | 248,913,992,250 | 252,403,753,314 | 6,419 | 6,509 |
| 第47計算期間末日 (平成21年 9月17日) | 248,804,720,432 | 251,114,527,483 | 6,463 | 6,523 |
| 第48計算期間末日 (平成21年12月17日) | 229,929,189,944 | 232,104,819,833 | 6,341 | 6,401 |
| 第49計算期間末日 (平成22年 3月17日) | 212,707,639,077 | 214,759,505,069 | 6,220 | 6,280 |
| 第50計算期間末日 (平成22年 6月17日) | 191,498,666,616 | 193,439,621,343 | 5,920 | 5,980 |
| 第51計算期間末日 (平成22年 9月17日) | 178,926,973,959 | 180,756,931,041 | 5,867 | 5,927 |
| 第52計算期間末日 (平成22年12月17日) | 161,034,970,659 | 162,747,872,901 | 5,641 | 5,701 |
| 第53計算期間末日 (平成23年 3月17日) | 142,683,804,871 | 144,248,319,488 | 5,472 | 5,532 |
| 第54計算期間末日 (平成23年 6月17日) | 137,492,395,783 | 138,957,001,205 | 5,633 | 5,693 |
| 第55計算期間末日 (平成23年 9月20日) | 120,821,119,777 | 121,833,901,753 | 5,368 | 5,413 |
| 第56計算期間末日 (平成23年12月19日) | 105,140,204,337 | 106,033,354,648 | 5,297 | 5,342 |
| 第57計算期間末日 (平成24年 3月19日) | 100,927,492,779 | 101,735,546,400 | 5,621 | 5,666 |
| 第58計算期間末日 (平成24年 6月18日) | 92,433,130,716 | 93,199,354,615 | 5,429 | 5,474 |
| 第59計算期間末日 (平成24年 9月18日) | 87,729,141,551 | 88,212,638,599 | 5,443 | 5,473 |

| | | | | | |
|-----------|---------------|----------------|----------------|-------|-------|
| 第60計算期間末日 | (平成24年12月17日) | 86,103,023,579 | 86,543,563,512 | 5,863 | 5,893 |
| 第61計算期間末日 | (平成25年 3月18日) | 86,357,704,891 | 86,761,129,501 | 6,422 | 6,452 |
| 第62計算期間末日 | (平成25年 6月17日) | 75,996,448,582 | 76,356,067,927 | 6,340 | 6,370 |
| 第63計算期間末日 | (平成25年 9月17日) | 71,687,835,658 | 72,026,702,778 | 6,347 | 6,377 |
| 第64計算期間末日 | (平成25年12月17日) | 69,276,904,781 | 69,588,323,250 | 6,674 | 6,704 |
| 第65計算期間末日 | (平成26年 3月17日) | 62,819,827,523 | 63,103,090,618 | 6,653 | 6,683 |
| 第66計算期間末日 | (平成26年 6月17日) | 59,645,944,555 | 59,912,709,762 | 6,708 | 6,738 |
| 第67計算期間末日 | (平成26年 9月17日) | 58,444,929,196 | 58,698,079,221 | 6,926 | 6,956 |
| 第68計算期間末日 | (平成26年12月17日) | 58,983,295,632 | 59,337,280,972 | 7,498 | 7,543 |
| 第69計算期間末日 | (平成27年 3月17日) | 56,498,284,722 | 56,838,482,605 | 7,473 | 7,518 |
| 第70計算期間末日 | (平成27年 6月17日) | 53,695,381,764 | 54,019,716,814 | 7,450 | 7,495 |
| 第71計算期間末日 | (平成27年 9月17日) | 50,328,023,848 | 50,641,398,576 | 7,227 | 7,272 |
| 第72計算期間末日 | (平成27年12月17日) | 48,872,205,286 | 49,177,026,698 | 7,215 | 7,260 |
| 第73計算期間末日 | (平成28年 3月17日) | 44,783,459,235 | 45,075,050,917 | 6,911 | 6,956 |
| 第74計算期間末日 | (平成28年 6月17日) | 41,584,785,700 | 41,869,376,302 | 6,575 | 6,620 |
| 第75計算期間末日 | (平成28年 9月20日) | 39,140,855,482 | 39,418,822,558 | 6,337 | 6,382 |
| 第76計算期間末日 | (平成28年12月19日) | 39,643,930,684 | 39,909,339,722 | 6,722 | 6,767 |
| 第77計算期間末日 | (平成29年 3月17日) | 37,032,418,238 | 37,287,920,931 | 6,522 | 6,567 |
| 第78計算期間末日 | (平成29年 6月19日) | 34,369,822,512 | 34,604,168,206 | 6,600 | 6,645 |
| 第79計算期間末日 | (平成29年 9月19日) | 33,449,519,201 | 33,672,732,885 | 6,743 | 6,788 |
| 第80計算期間末日 | (平成29年12月18日) | 32,166,108,089 | 32,381,292,154 | 6,727 | 6,772 |
| 第81計算期間末日 | (平成30年 3月19日) | 29,264,941,595 | 29,473,196,069 | 6,324 | 6,369 |
| | 平成29年 3月末日 | 36,778,299,907 | | 6,498 | |
| | 4月末日 | 34,599,908,350 | | 6,528 | |
| | 5月末日 | 34,636,210,394 | | 6,608 | |
| | 6月末日 | 34,458,373,073 | | 6,656 | |
| | 7月末日 | 33,870,709,904 | | 6,644 | |
| | 8月末日 | 33,902,053,933 | | 6,731 | |
| | 9月末日 | 33,337,220,499 | | 6,742 | |
| | 10月末日 | 32,827,101,767 | | 6,726 | |
| | 11月末日 | 32,478,912,144 | | 6,721 | |
| | 12月末日 | 31,920,301,569 | | 6,751 | |
| | 平成30年 1月末日 | 30,759,345,858 | | 6,569 | |
| | 2月末日 | 29,791,712,668 | | 6,401 | |
| | 3月末日 | 29,510,785,117 | | 6,385 | |

【分配の推移】

| | 1万口当たりの分配金 |
|---------|------------|
| 第42計算期間 | 120円 |
| 第43計算期間 | 120円 |
| 第44計算期間 | 120円 |

| | |
|---------|-----|
| 第45計算期間 | 90円 |
| 第46計算期間 | 90円 |
| 第47計算期間 | 60円 |
| 第48計算期間 | 60円 |
| 第49計算期間 | 60円 |
| 第50計算期間 | 60円 |
| 第51計算期間 | 60円 |
| 第52計算期間 | 60円 |
| 第53計算期間 | 60円 |
| 第54計算期間 | 60円 |
| 第55計算期間 | 45円 |
| 第56計算期間 | 45円 |
| 第57計算期間 | 45円 |
| 第58計算期間 | 45円 |
| 第59計算期間 | 30円 |
| 第60計算期間 | 30円 |
| 第61計算期間 | 30円 |
| 第62計算期間 | 30円 |
| 第63計算期間 | 30円 |
| 第64計算期間 | 30円 |
| 第65計算期間 | 30円 |
| 第66計算期間 | 30円 |
| 第67計算期間 | 30円 |
| 第68計算期間 | 45円 |
| 第69計算期間 | 45円 |
| 第70計算期間 | 45円 |
| 第71計算期間 | 45円 |
| 第72計算期間 | 45円 |
| 第73計算期間 | 45円 |
| 第74計算期間 | 45円 |
| 第75計算期間 | 45円 |
| 第76計算期間 | 45円 |
| 第77計算期間 | 45円 |
| 第78計算期間 | 45円 |
| 第79計算期間 | 45円 |
| 第80計算期間 | 45円 |
| 第81計算期間 | 45円 |

【収益率の推移】

| | 収益率（％） |
|---------|--------|
| 第42計算期間 | 3.45 |

| | |
|---------|-------|
| 第43計算期間 | 2.71 |
| 第44計算期間 | 12.19 |
| 第45計算期間 | 3.93 |
| 第46計算期間 | 1.67 |
| 第47計算期間 | 1.62 |
| 第48計算期間 | 0.95 |
| 第49計算期間 | 0.96 |
| 第50計算期間 | 3.85 |
| 第51計算期間 | 0.11 |
| 第52計算期間 | 2.82 |
| 第53計算期間 | 1.93 |
| 第54計算期間 | 4.03 |
| 第55計算期間 | 3.90 |
| 第56計算期間 | 0.48 |
| 第57計算期間 | 6.96 |
| 第58計算期間 | 2.61 |
| 第59計算期間 | 0.81 |
| 第60計算期間 | 8.26 |
| 第61計算期間 | 10.04 |
| 第62計算期間 | 0.80 |
| 第63計算期間 | 0.58 |
| 第64計算期間 | 5.62 |
| 第65計算期間 | 0.13 |
| 第66計算期間 | 1.27 |
| 第67計算期間 | 3.69 |
| 第68計算期間 | 8.90 |
| 第69計算期間 | 0.26 |
| 第70計算期間 | 0.29 |
| 第71計算期間 | 2.38 |
| 第72計算期間 | 0.45 |
| 第73計算期間 | 3.58 |
| 第74計算期間 | 4.21 |
| 第75計算期間 | 2.93 |
| 第76計算期間 | 6.78 |
| 第77計算期間 | 2.30 |
| 第78計算期間 | 1.88 |
| 第79計算期間 | 2.84 |
| 第80計算期間 | 0.43 |
| 第81計算期間 | 5.32 |

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

| | 設定口数 | 解約口数 | 発行済口数 |
|---------|----------------|----------------|-----------------|
| 第42計算期間 | 10,382,477,725 | 7,987,031,005 | 415,105,931,067 |
| 第43計算期間 | 9,914,716,125 | 10,404,547,410 | 414,616,099,782 |
| 第44計算期間 | 6,214,341,060 | 21,132,088,218 | 399,698,352,624 |
| 第45計算期間 | 4,233,148,786 | 11,816,029,273 | 392,115,472,137 |
| 第46計算期間 | 4,330,471,526 | 8,694,714,308 | 387,751,229,355 |
| 第47計算期間 | 5,638,183,468 | 8,421,570,891 | 384,967,841,932 |
| 第48計算期間 | 2,294,298,065 | 24,657,158,434 | 362,604,981,563 |
| 第49計算期間 | 1,936,857,061 | 22,564,173,251 | 341,977,665,373 |
| 第50計算期間 | 1,578,126,651 | 20,063,337,420 | 323,492,454,604 |
| 第51計算期間 | 1,537,545,942 | 20,037,153,488 | 304,992,847,058 |
| 第52計算期間 | 1,415,585,741 | 20,924,725,762 | 285,483,707,037 |
| 第53計算期間 | 1,350,411,946 | 26,081,682,760 | 260,752,436,223 |
| 第54計算期間 | 1,431,125,425 | 18,082,657,848 | 244,100,903,800 |
| 第55計算期間 | 1,281,518,257 | 20,319,760,524 | 225,062,661,533 |
| 第56計算期間 | 983,745,258 | 27,568,559,799 | 198,477,846,992 |
| 第57計算期間 | 1,279,221,692 | 20,189,597,139 | 179,567,471,545 |
| 第58計算期間 | 866,411,766 | 10,161,905,721 | 170,271,977,590 |
| 第59計算期間 | 766,070,564 | 9,872,365,484 | 161,165,682,670 |
| 第60計算期間 | 537,399,575 | 14,856,437,741 | 146,846,644,504 |
| 第61計算期間 | 509,363,642 | 12,881,138,071 | 134,474,870,075 |
| 第62計算期間 | 421,329,551 | 15,023,084,351 | 119,873,115,275 |
| 第63計算期間 | 413,260,105 | 7,330,668,446 | 112,955,706,934 |
| 第64計算期間 | 339,283,683 | 9,488,834,096 | 103,806,156,521 |
| 第65計算期間 | 336,891,623 | 9,722,016,308 | 94,421,031,836 |
| 第66計算期間 | 276,824,449 | 5,776,120,589 | 88,921,735,696 |
| 第67計算期間 | 356,340,635 | 4,894,734,633 | 84,383,341,698 |
| 第68計算期間 | 337,161,623 | 6,057,094,406 | 78,663,408,915 |
| 第69計算期間 | 280,927,706 | 3,344,807,041 | 75,599,529,580 |
| 第70計算期間 | 272,058,543 | 3,797,132,414 | 72,074,455,709 |
| 第71計算期間 | 297,989,732 | 2,733,616,929 | 69,638,828,512 |
| 第72計算期間 | 249,605,621 | 2,150,342,554 | 67,738,091,579 |
| 第73計算期間 | 247,220,133 | 3,187,160,104 | 64,798,151,608 |
| 第74計算期間 | 237,506,063 | 1,793,301,554 | 63,242,356,117 |
| 第75計算期間 | 262,951,352 | 1,734,846,054 | 61,770,461,415 |
| 第76計算期間 | 259,066,530 | 3,049,741,588 | 58,979,786,357 |
| 第77計算期間 | 236,103,017 | 2,437,513,120 | 56,778,376,254 |
| 第78計算期間 | 222,273,818 | 4,923,828,964 | 52,076,821,108 |
| 第79計算期間 | 212,001,390 | 2,685,781,426 | 49,603,041,072 |
| 第80計算期間 | 205,463,383 | 1,989,823,280 | 47,818,681,175 |
| 第81計算期間 | 254,183,368 | 1,794,092,475 | 46,278,772,068 |

（参考）

グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド

投資状況

平成30年 3月30日現在

（単位：円）

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計 | 投資比率（%） |
|--------------------------|-------------|-----------------|---------|
| 国債証券 | アメリカ | 191,624,328,528 | 35.23 |
| | スペイン | 44,647,114,752 | 8.21 |
| | 日本 | 44,465,963,000 | 8.18 |
| | アイルランド | 43,439,921,437 | 7.99 |
| | イギリス | 40,185,255,933 | 7.39 |
| | フランス | 36,266,588,962 | 6.67 |
| | ベルギー | 18,404,458,134 | 3.38 |
| | ドイツ | 17,743,551,580 | 3.26 |
| | メキシコ | 8,471,864,700 | 1.56 |
| | ノルウェー | 7,571,300,393 | 1.39 |
| | オーストリア | 4,156,162,717 | 0.76 |
| | オランダ | 3,505,619,451 | 0.64 |
| | オーストラリア | 3,096,123,547 | 0.57 |
| | ニュージーランド | 3,079,179,404 | 0.57 |
| | カナダ | 2,531,084,310 | 0.47 |
| | シンガポール | 1,961,532,684 | 0.36 |
| | デンマーク | 1,557,518,702 | 0.29 |
| | スウェーデン | 1,455,066,617 | 0.27 |
| フィンランド | 825,185,943 | 0.15 | |
| | 小計 | 474,987,820,794 | 87.34 |
| 地方債証券 | カナダ | 11,275,419,799 | 2.07 |
| 特殊債券 | ポーランド | 9,995,600,475 | 1.84 |
| | オーストラリア | 9,465,087,620 | 1.74 |
| | スウェーデン | 9,350,677,704 | 1.72 |
| | アメリカ | 5,838,984,928 | 1.07 |
| | ニュージーランド | 2,030,690,490 | 0.37 |
| | 小計 | 36,681,041,217 | 6.74 |
| コール・ローン、その他資産 （負債控除後） | | 20,907,616,991 | 3.85 |
| 純資産総額 | | 543,851,898,801 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成30年 3月30日現在

| 国/ 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 利率 (%) | 償還期限 (年/月/日) | 投資 比率 (%) |
|----------|------|----------------------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|-----------------|-----------------|
| アメリカ | 国債証券 | 3.625 T-BOND 440215 | 195,000,000 | 11,679.76 | 22,775,532,000 | 11,900.54 | 23,206,053,000 | 3.625000 | 2044/2/15 | 4.27 |
| アメリカ | 国債証券 | 8.75 T-BOND 200815 | 175,000,000 | 12,207.64 | 21,363,370,000 | 12,201.41 | 21,352,476,241 | 8.750000 | 2020/8/15 | 3.93 |
| アイルランド | 国債証券 | 5.4 IRISH GOVT 250313 | 110,000,000 | 17,413.97 | 19,155,376,240 | 17,481.69 | 19,229,861,394 | 5.400000 | 2025/3/13 | 3.54 |
| 日本 | 国債証券 | 第153回利付国債 (20年) | 15,000,000,000 | 115.17 | 17,275,500,000 | 115.23 | 17,285,400,000 | 1.300000 | 2035/6/20 | 3.18 |
| アメリカ | 国債証券 | 8.125 T-BOND 190815 | 140,000,000 | 11,505.46 | 16,107,644,000 | 11,479.73 | 16,071,622,000 | 8.125000 | 2019/8/15 | 2.96 |
| アメリカ | 国債証券 | 8.875 T-BOND 190215 | 139,000,000 | 11,289.66 | 15,692,627,400 | 11,262.68 | 15,655,132,142 | 8.875000 | 2019/2/15 | 2.88 |
| ドイツ | 国債証券 | 6.5 BUND 270704 | 68,000,000 | 20,232.44 | 13,758,060,992 | 20,330.26 | 13,824,580,249 | 6.500000 | 2027/7/4 | 2.54 |
| フランス | 国債証券 | 5.5 O.A.T 290425 | 65,000,000 | 19,505.03 | 12,678,275,558 | 19,662.70 | 12,780,759,862 | 5.500000 | 2029/4/25 | 2.35 |
| アメリカ | 国債証券 | 3.125 T-BOND 440815 | 115,000,000 | 10,724.42 | 12,333,094,499 | 10,937.74 | 12,578,401,000 | 3.125000 | 2044/8/15 | 2.31 |
| アイルランド | 国債証券 | 3.4 IRISH GOVT 240318 | 70,000,000 | 15,432.64 | 10,802,851,951 | 15,496.31 | 10,847,419,310 | 3.400000 | 2024/3/18 | 1.99 |
| 日本 | 国債証券 | 第149回利付国債 (20年) | 9,000,000,000 | 118.40 | 10,656,540,000 | 118.37 | 10,653,300,000 | 1.500000 | 2034/6/20 | 1.96 |
| ポーランド | 特殊債券 | 4.25 EIB 221025 | 300,000,000 | 3,315.84 | 9,947,535,075 | 3,331.86 | 9,995,600,475 | 4.250000 | 2022/10/25 | 1.84 |
| ベルギー | 国債証券 | 2.6 BEL GOVT 240622 | 60,000,000 | 14,942.56 | 8,965,540,967 | 14,993.01 | 8,995,809,077 | 2.600000 | 2024/6/22 | 1.65 |
| アメリカ | 国債証券 | 7.25 T-BOND 220815 | 70,000,000 | 12,702.32 | 8,891,624,000 | 12,714.77 | 8,900,339,000 | 7.250000 | 2022/8/15 | 1.64 |
| イギリス | 国債証券 | 1.25 GILT 270722 | 60,000,000 | 14,613.28 | 8,767,973,884 | 14,704.88 | 8,822,931,566 | 1.250000 | 2027/7/22 | 1.62 |
| フランス | 国債証券 | 2.25 O.A.T 240525 | 55,000,000 | 14,671.33 | 8,069,234,544 | 14,731.97 | 8,102,586,320 | 2.250000 | 2024/5/25 | 1.49 |
| スペイン | 国債証券 | 4.4 SPAIN GOVT 231031 | 50,000,000 | 15,926.83 | 7,963,416,760 | 16,007.87 | 8,003,936,694 | 4.400000 | 2023/10/31 | 1.47 |
| ベルギー | 国債証券 | 5.5 BEL GOVT 280328 | 40,000,000 | 19,108.54 | 7,643,418,265 | 19,207.24 | 7,682,897,955 | 5.500000 | 2028/3/28 | 1.41 |
| イギリス | 国債証券 | 4.5 GILT 340907 | 35,000,000 | 20,775.08 | 7,271,280,520 | 21,008.28 | 7,352,901,399 | 4.500000 | 2034/9/7 | 1.35 |
| イギリス | 国債証券 | 4.25 GILT 360307 | 35,000,000 | 20,586.53 | 7,205,287,841 | 20,864.95 | 7,302,734,877 | 4.250000 | 2036/3/7 | 1.34 |
| フランス | 国債証券 | 4.75 O.A.T 350425 | 35,000,000 | 20,252.78 | 7,088,475,940 | 20,490.09 | 7,171,534,952 | 4.750000 | 2035/4/25 | 1.32 |
| スペイン | 国債証券 | 2.35 SPAIN GOVT 330730 | 50,000,000 | 14,132.57 | 7,066,287,540 | 14,274.72 | 7,137,362,206 | 2.350000 | 2033/7/30 | 1.31 |
| スペイン | 国債証券 | 1.95 SPAIN GOVT 260430 | 50,000,000 | 14,042.51 | 7,021,258,140 | 14,169.25 | 7,084,625,600 | 1.950000 | 2026/4/30 | 1.30 |
| アメリカ | 国債証券 | 8 T-BOND 211115 | 54,000,000 | 12,652.93 | 6,832,584,896 | 12,658.33 | 6,835,498,200 | 8.000000 | 2021/11/15 | 1.26 |
| アメリカ | 国債証券 | 6.125 T-BOND 271115 | 50,000,000 | 13,561.37 | 6,780,685,000 | 13,667.61 | 6,833,805,000 | 6.125000 | 2027/11/15 | 1.26 |
| 日本 | 国債証券 | 第148回利付国債 (20年) | 5,500,000,000 | 118.40 | 6,512,220,000 | 118.36 | 6,510,240,000 | 1.500000 | 2034/3/20 | 1.20 |
| フランス | 国債証券 | 6 O.A.T 251025 | 34,000,000 | 18,548.13 | 6,306,364,860 | 18,626.15 | 6,332,893,311 | 6.000000 | 2025/10/25 | 1.16 |
| イギリス | 国債証券 | 4.5 GILT 190307 | 40,000,000 | 15,442.19 | 6,176,877,861 | 15,408.70 | 6,163,482,261 | 4.500000 | 2019/3/7 | 1.13 |
| スペイン | 国債証券 | 5.75 SPAIN GOVT 320730 | 30,000,000 | 20,072.14 | 6,021,644,616 | 20,222.41 | 6,066,724,919 | 5.750000 | 2032/7/30 | 1.12 |
| メキシコ | 国債証券 | 10 MEXICAN BONOS 241205 | 900,000,000 | 663.48 | 5,971,405,050 | 671.68 | 6,045,167,700 | 10.000000 | 2024/12/5 | 1.11 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成30年 3月30日現在

| 種類 | 投資比率（％） |
|-------|---------|
| 国債証券 | 87.34 |
| 地方債証券 | 2.07 |
| 特殊債券 | 6.74 |
| 合計 | 96.16 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

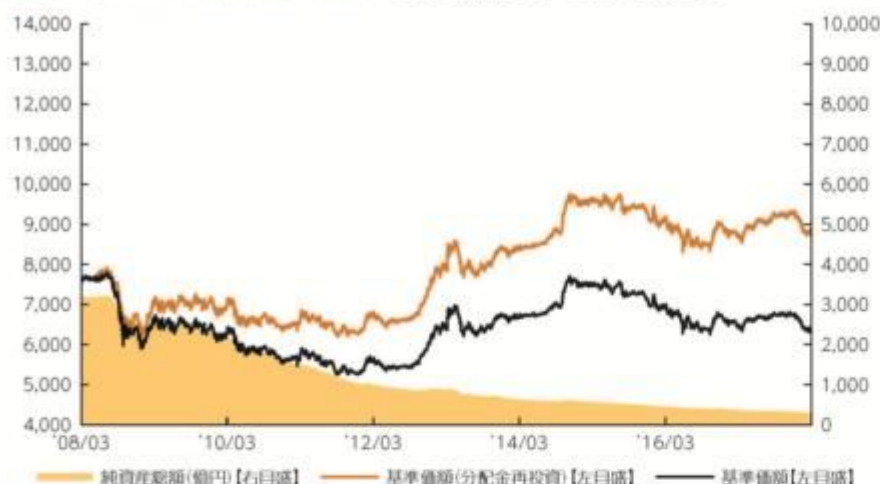
参考情報



運用実績

2018年3月30日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2008年3月31日～2018年3月30日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

| | |
|-------|---------|
| 基準価額 | 6,385円 |
| 純資産総額 | 295.1億円 |

■ 分配の推移

| | |
|----------|--------|
| 2018年3月 | 45円 |
| 2017年12月 | 45円 |
| 2017年9月 | 45円 |
| 2017年6月 | 45円 |
| 2017年3月 | 45円 |
| 2016年12月 | 45円 |
| 直近1年間累計 | 180円 |
| 設定来累計 | 7,631円 |

- 分配金は1万口当たり、税引前

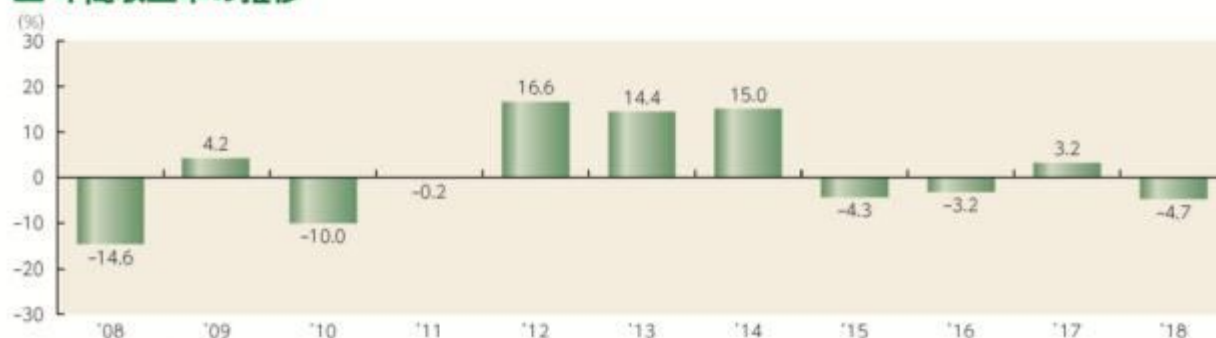
■ 主要な資産の状況

| 通貨別構成 | 比率 |
|------------|--------|
| アメリカドル | 37.0% |
| ユーロ | 31.4% |
| 円 | 8.5% |
| イギリスポンド | 7.4% |
| ポーランドズロチ | 4.1% |
| カナダドル | 2.6% |
| オーストラリアドル | 2.3% |
| スウェーデンクローネ | 2.0% |
| その他 | 4.7% |
| 合計 | 100.0% |

| 組入上位銘柄 | 種別 | 国・地域 | 比率 |
|--------------------------|----|--------|------|
| 1 3.625 T-BOND 440215 | 国債 | アメリカ | 4.3% |
| 2 8.75 T-BOND 200815 | 国債 | アメリカ | 3.9% |
| 3 5.4 IRISH GOVT 250313 | 国債 | アイルランド | 3.5% |
| 4 第153回利付国債(20年) | 国債 | 日本 | 3.2% |
| 5 8.125 T-BOND 190815 | 国債 | アメリカ | 2.9% |
| 6 8.875 T-BOND 190215 | 国債 | アメリカ | 2.9% |
| 7 6.5 BUND 270704 | 国債 | ドイツ | 2.5% |
| 8 5.5 O.A.T 290425 | 国債 | フランス | 2.3% |
| 9 3.125 T-BOND 440815 | 国債 | アメリカ | 2.3% |
| 10 3.4 IRISH GOVT 240318 | 国債 | アイルランド | 2.0% |

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■ 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2018年は年初から3月30日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <http://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×1.62%（税抜 1.50%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があると

きは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

<訂正後>

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×1.62%（税抜 1.50%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%をかけた額

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <http://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消すことがあります。

その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

<訂正後>

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%をかけた額

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計

算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<訂正前>

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債 / 転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <http://www.am.mufg.jp/>

<訂正後>

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債 / 転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（５）【その他】

<訂正前>

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託

財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎(毎年3月および9月の決算日を基準とします。)および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<訂正後>

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または30億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間(1ヵ月以上)内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎(毎年3月および9月の決算日を基準とします。)および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告

書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

第3【ファンドの経理状況】

- 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 四半期決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成29年9月20日から平成30年3月19日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【グローバル・ソブリン・オープン（3ヵ月決算型）】

(1)【貸借対照表】

| | 前期 [平成29年 9月19日現在] | 当期 [平成30年 3月19日現在] |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| (単位：円) | | |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 444,903,902 | 413,622,305 |
| 親投資信託受益証券 | 33,350,189,639 | 29,176,755,310 |
| 未収入金 | 50,189,985 | 40,472,882 |
| 流動資産合計 | 33,845,283,526 | 29,630,850,497 |
| 資産合計 | 33,845,283,526 | 29,630,850,497 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 223,213,684 | 208,254,474 |
| 未払解約金 | 56,488,898 | 53,683,045 |
| 未払受託者報酬 | 4,627,634 | 4,145,558 |
| 未払委託者報酬 | 111,063,137 | 99,493,472 |
| 未払利息 | 792 | 736 |
| その他未払費用 | 370,180 | 331,617 |
| 流動負債合計 | 395,764,325 | 365,908,902 |
| 負債合計 | 395,764,325 | 365,908,902 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 49,603,041,072 | 46,278,772,068 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 16,153,521,871 | 17,013,830,473 |
| （分配準備積立金） | 1,199,737,125 | 1,036,127,727 |
| 元本等合計 | 33,449,519,201 | 29,264,941,595 |
| 純資産合計 | 33,449,519,201 | 29,264,941,595 |
| 負債純資産合計 | 33,845,283,526 | 29,630,850,497 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

| | 前期 | | 当期 | | | |
|---|--------|----------------|----------------|--------|----------------|----------------|
| | 自 至 | 平成29年 平成29年 | 3月18日 9月19日 | 自 至 | 平成29年 平成30年 | 9月20日 3月19日 |
| 営業収益 | | | | | | |
| 有価証券売買等損益 | | | 1,777,482,453 | | | 1,335,393,349 |
| 営業収益合計 | | | 1,777,482,453 | | | 1,335,393,349 |
| 営業費用 | | | | | | |
| 支払利息 | | | 56,866 | | | 49,132 |
| 受託者報酬 | | | 9,492,686 | | | 8,533,459 |
| 委託者報酬 | | | 227,824,379 | | | 204,803,100 |
| その他費用 | | | 759,355 | | | 682,624 |
| 営業費用合計 | | | 238,133,286 | | | 214,068,315 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | | | 1,539,349,167 | | | 1,549,461,664 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | | | 1,539,349,167 | | | 1,549,461,664 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | | | 1,539,349,167 | | | 1,549,461,664 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | | | 12,917,159 | | | 19,668,850 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | | | 19,745,958,016 | | | 16,153,521,871 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | | 2,646,139,097 | | | 1,246,697,742 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | | 2,646,139,097 | | | 1,246,697,742 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | | 148,409,900 | | | 153,774,991 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | | 148,409,900 | | | 153,774,991 |
| 分配金 | | | 457,559,378 | | | 423,438,539 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | | | 16,153,521,871 | | | 17,013,830,473 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 |
| 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年3月17日および9月17日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は平成29年 9月20日から平成30年 3月19日までとなっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| | 前期 | 当期 |
|-----------------------------|-----------------|-----------------|
| | [平成29年 9月19日現在] | [平成30年 3月19日現在] |
| 1. 期首元本額 | 56,778,376,254円 | 49,603,041,072円 |
| 期中追加設定元本額 | 434,275,208円 | 459,646,751円 |
| 期中一部解約元本額 | 7,609,610,390円 | 3,783,915,755円 |
| 2. 元本の欠損 | | |
| 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。 | 16,153,521,871円 | 17,013,830,473円 |
| 3. 受益権の総数 | 49,603,041,072口 | 46,278,772,068口 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 前期 自 平成29年 3月18日 至 平成29年 9月19日 | | | 当期 自 平成29年 9月20日 至 平成30年 3月19日 | | |
|--------------------------------------|--------------|-----------------|--------------------------------------|--------------|-----------------|
| 1. 分配金の計算過程 | | | 1. 分配金の計算過程 | | |
| 第78期 平成29年 3月18日 平成29年 6月19日 | | | 第80期 平成29年 9月20日 平成29年12月18日 | | |
| 項目 | | | 項目 | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 275,785,809円 | 費用控除後の配当等収益額 | A | 177,911,542円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 円 |
| 収益調整金額 | C | 33,369,119円 | 収益調整金額 | C | 40,371,571円 |
| 分配準備積立金額 | D | 1,161,623,874円 | 分配準備積立金額 | D | 1,157,597,271円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,470,778,802円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,375,880,384円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 52,076,821,108口 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 47,818,681,175口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 282円 | 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 287円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 45円 | 1万口当たり分配金額 | H | 45円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 234,345,694円 | 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 215,184,065円 |
| 第79期 平成29年 6月20日 平成29年 9月19日 | | | 第81期 平成29年12月19日 平成30年 3月19日 | | |
| 項目 | | | 項目 | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 275,407,423円 | 費用控除後の配当等収益額 | A | 160,400,763円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 円 |
| 収益調整金額 | C | 36,687,377円 | 収益調整金額 | C | 45,158,537円 |
| 分配準備積立金額 | D | 1,147,543,386円 | 分配準備積立金額 | D | 1,083,981,438円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,459,638,186円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,289,540,738円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 49,603,041,072口 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 46,278,772,068口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 294円 | 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 278円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 45円 | 1万口当たり分配金額 | H | 45円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 223,213,684円 | 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 208,254,474円 |

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 前期 自 平成29年 3月18日 至 平成29年 9月19日 | 当期 自 平成29年 9月20日 至 平成30年 3月19日 |
|-------------------------|---|--------------------------------------|
| 1.金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同左 |
| 2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 | 同左 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | <p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> | 同左 |

2 金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 前期 [平成29年 9月19日現在] | 当期 [平成30年 3月19日現在] |
|---------------------|---|--|
| 1.貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 | 同左 |
| 2.時価の算定方法 | <p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> | <p>(1) 有価証券</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>同左</p> |

| 区分 | 前期 | 当期 |
|---------------------------|---|-----------------|
| | [平成29年 9月19日現在] | [平成30年 3月19日現在] |
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 前期 | 当期 |
|-----------|---------------------------|---------------------------|
| | [平成29年 9月19日現在] | [平成30年 3月19日現在] |
| | 最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) | 最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
| 親投資信託受益証券 | 1,035,198,839 | 1,547,118,872 |
| 合計 | 1,035,198,839 | 1,547,118,872 |

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

| | 前期 | 当期 |
|--------------|-----------------|-----------------|
| | [平成29年 9月19日現在] | [平成30年 3月19日現在] |
| 1口当たり純資産額 | 0.6743円 | 0.6324円 |
| (1万口当たり純資産額) | (6,743円) | (6,324円) |

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種類 | 銘柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|-----------|-------------------------|----------------|----------------|----|
| 親投資信託受益証券 | グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド | 15,051,978,596 | 29,176,755,310 | |
| 合計 | | 15,051,978,596 | 29,176,755,310 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[平成30年 3月19日現在]

| | |
|----------|-----------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 5,460,277,528 |
| コール・ローン | 13,339,535,735 |
| 国債証券 | 467,934,004,075 |
| 地方債証券 | 11,084,972,390 |
| 特殊債券 | 37,748,553,191 |
| 未収利息 | 5,525,828,548 |
| 前払費用 | 356,312,801 |
| 流動資産合計 | 541,449,484,268 |
| 資産合計 | 541,449,484,268 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 140,254,000 |
| 未払解約金 | 630,363,221 |
| 未払利息 | 23,755 |

[平成30年 3月19日現在]

| | |
|-------------|-----------------|
| 流動負債合計 | 770,640,976 |
| 負債合計 | 770,640,976 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 278,929,071,106 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 261,749,772,186 |
| 元本等合計 | 540,678,843,292 |
| 純資産合計 | 540,678,843,292 |
| 負債純資産合計 | 541,449,484,268 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|----------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| | [平成30年 3月19日現在] |
|----------------------------------|------------------|
| 1. 期首 | 平成29年 9月20日 |
| 期首元本額 | 307,486,301,538円 |
| 期中追加設定元本額 | 731,346,314円 |
| 期中一部解約元本額 | 29,288,576,746円 |
| 元本の内訳 | |
| グローバル・ソブリン・オープン（DC年金） | 1,559,794,070円 |
| グローバル・ソブリン・オープン V A（適格機関投資家専用） | 893,238,910円 |
| グローバル・ソブリン・オープン（毎月決算型） | 257,536,523,336円 |
| グローバル・ソブリン・オープン（3ヵ月決算型） | 15,051,978,596円 |
| グローバル・ソブリン・オープン（1年決算型） | 2,113,126,812円 |
| グローバル・ソブリン・オープン（資産成長型） | 1,317,175,214円 |
| グローバル・ソブリン・ファンド2014 | 11,342,948円 |
| グローバル・ソブリン・オープン V A 2（適格機関投資家専用） | 264,327,685円 |
| グローバル・ソブリン・オープン V A 3（適格機関投資家専用） | 181,563,535円 |
| 合計 | 278,929,071,106円 |
| 2. 受益権の総数 | 278,929,071,106口 |

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 自 平成29年 9月20日 至 平成30年 3月19日 |
|--------------------------|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 |

2 金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | [平成30年 3月19日現在] |
|----------------------------|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | [平成30年 3月19日現在] | |
|-------|--------------------|---------------|
| | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） | |
| 国債証券 | | 2,381,778,072 |
| 地方債証券 | | 97,130,877 |
| 特殊債券 | | 321,185,915 |
| 合計 | | 2,800,094,864 |

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[平成30年 3月19日現在]

| 区分 | 種類 | 契約額等（円） | | 時価（円） | 評価損益（円） |
|-----------|--------------|----------------|-------|----------------|-------------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 買建 | | | | |
| | ポーランドズロチ | 12,451,800,000 | | 12,312,000,000 | 139,800,000 |
| | 売建 | | | | |
| | アメリカドル | 529,146,000 | | 529,600,000 | 454,000 |
| | 合計 | 12,980,946,000 | | 12,841,600,000 | 140,254,000 |

(注)時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- (イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- (ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

| | | [平成30年 3月19日現在] |
|--------------|--|-----------------|
| 1口当たり純資産額 | | 1.9384円 |
| (1万口当たり純資産額) | | (19,384円) |

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

| 通貨 | 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|--------|------|---------------------|----------------|----------------|----|
| 円 | 国債証券 | 第15回利付国債(30年) | 1,000,000,000 | 1,341,850,000 | |
| | | 第16回利付国債(30年) | 500,000,000 | 671,865,000 | |
| | | 第21回利付国債(30年) | 1,000,000,000 | 1,321,420,000 | |
| | | 第24回利付国債(30年) | 500,000,000 | 680,850,000 | |
| | | 第25回利付国債(30年) | 500,000,000 | 663,940,000 | |
| | | 第27回利付国債(30年) | 300,000,000 | 410,610,000 | |
| | | 第147回利付国債(20年) | 1,500,000,000 | 1,798,635,000 | |
| | | 第148回利付国債(20年) | 5,500,000,000 | 6,512,220,000 | |
| | | 第149回利付国債(20年) | 9,000,000,000 | 10,656,540,000 | |
| | | 第150回利付国債(20年) | 1,800,000,000 | 2,102,994,000 | |
| | | 第153回利付国債(20年) | 15,000,000,000 | 17,275,500,000 | |
| | | 第159回利付国債(20年) | 1,000,000,000 | 1,023,280,000 | |
| 円合計 | | | 37,600,000,000 | 44,459,704,000 | |
| アメリカドル | 国債証券 | 0.625 T-NOTE 180630 | 50,000,000.00 | 49,828,125.00 | |
| | | 0.875 T-NOTE 180331 | 50,000,000.00 | 49,990,234.35 | |
| | | 1.5 T-NOTE 260815 | 60,000,000.00 | 54,000,000.00 | |
| | | 1.625 T-NOTE 231031 | 50,000,000.00 | 47,242,187.50 | |
| | | 1.625 T-NOTE 260215 | 50,000,000.00 | 45,753,906.25 | |
| | | 1.625 T-NOTE 260515 | 25,000,000.00 | 22,800,781.25 | |
| | | 2 T-NOTE 261115 | 50,000,000.00 | 46,753,906.25 | |
| | | 2.125 T-NOTE 221231 | 20,000,000.00 | 19,537,500.00 | |
| | | 2.125 T-NOTE 231130 | 50,000,000.00 | 48,480,468.75 | |
| | | 2.125 T-NOTE 241130 | 50,000,000.00 | 48,015,625.00 | |
| | | 2.25 T-NOTE 241115 | 55,000,000.00 | 53,264,062.50 | |
| | | 2.25 T-NOTE 241231 | 50,000,000.00 | 48,371,093.75 | |
| | | 3.125 T-BOND 440815 | 115,000,000.00 | 116,087,109.37 | |
| | | 3.5 T-BOND 390215 | 40,000,000.00 | 43,237,500.00 | |
| | | 3.625 T-BOND 440215 | 195,000,000.00 | 214,378,125.00 | |

| | | | | | |
|-----------|----------|--------------------------|------------------|---------------------------------------|--|
| | | 4.5 T-BOND 360215 | 16,000,000.00 | 19,498,750.00 | |
| | | 5.25 T-BOND 290215 | 30,000,000.00 | 36,672,656.25 | |
| | | 6.125 T-BOND 271115 | 50,000,000.00 | 63,824,218.75 | |
| | | 6.25 T-BOND 230815 | 35,000,000.00 | 41,335,546.87 | |
| | | 7.125 T-BOND 230215 | 8,500,000.00 | 10,259,433.58 | |
| | | 7.25 T-BOND 220815 | 70,000,000.00 | 83,693,750.00 | |
| | | 7.625 T-BOND 221115 | 15,000,000.00 | 18,313,476.55 | |
| | | 8 T-BOND 211115 | 54,000,000.00 | 64,312,734.34 | |
| | | 8.125 T-BOND 190815 | 140,000,000.00 | 151,615,625.00 | |
| | | 8.75 T-BOND 200515 | 25,000,000.00 | 28,416,992.17 | |
| | | 8.75 T-BOND 200815 | 175,000,000.00 | 201,085,937.50 | |
| | | 8.875 T-BOND 190215 | 139,000,000.00 | 147,709,218.75 | |
| | | 9 T-BOND 181115 | 45,000,000.00 | 47,109,375.00 | |
| | 国債証券 小計 | | 1,712,500,000.00 | 1,821,588,339.73 (192,960,852,827) | |
| | 特殊債券 | 2.5 INTL BK RECON 241125 | 25,000,000.00 | 24,363,050.00 | |
| | | 7.625 INTL BK REC 230119 | 25,000,000.00 | 30,388,300.00 | |
| | 特殊債券 小計 | | 50,000,000.00 | 54,751,350.00 (5,799,810,505) | |
| アメリカドル合計 | | | 1,762,500,000.00 | 1,876,339,689.73 (198,760,663,332) | |
| カナダドル | 国債証券 | 3.75 CAN GOVT 190601 | 30,000,000.00 | 30,749,400.00 | |
| | 国債証券 小計 | | 30,000,000.00 | 30,749,400.00 (2,485,781,496) | |
| | 地方債証券 | 2.4 ONTARIO 260602 | 60,000,000.00 | 58,804,800.00 | |
| | | 2.85 BRITISH COL 250618 | 7,000,000.00 | 7,135,310.00 | |
| | | 3.3 BRITISH COL 231218 | 34,000,000.00 | 35,622,820.00 | |
| | | 7.5 ONTARIO 240207 | 28,000,000.00 | 35,559,440.00 | |
| | 地方債証券 小計 | | 129,000,000.00 | 137,122,370.00 (11,084,972,390) | |
| カナダドル合計 | | | 159,000,000.00 | 167,871,770.00 (13,570,753,886) | |
| オーストラリアドル | 国債証券 | 2.75 AUST GOVT 281121 | 26,000,000.00 | 26,098,644.00 | |
| | | 3.75 AUST GOVT 370421 | 5,000,000.00 | 5,483,245.00 | |
| | | 4.5 AUST GOVT 330421 | 5,000,000.00 | 5,968,775.00 | |
| | 国債証券 小計 | | 36,000,000.00 | 37,550,664.00 (3,070,893,301) | |
| | 特殊債券 | 3 NEWSWALES 290420 | 22,000,000.00 | 21,605,848.00 | |
| | | 4 KFW 250227 | 30,000,000.00 | 31,868,760.00 | |
| | | 4.75 EUROPEAN INV 240807 | 40,000,000.00 | 44,281,840.00 | |
| | | 5 KFW 240319 | 10,000,000.00 | 11,168,200.00 | |
| | | 6.5 QUEENSLAND 330314 | 5,000,000.00 | 6,787,130.00 | |
| | | | 107,000,000.00 | 115,711,778.00 | |

| | | | | | | |
|--------------------|---------|--------------------------|----------------|------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| | 特殊債券 小計 | | | (9,462,909,204) | | |
| オーストラリアドル合計 | | | 143,000,000.00 | 153,262,442.00 (12,533,802,505) | | |
| イギリス ポンド | 国債証券 | 1.25 GILT 270722 | 60,000,000.00 | 58,908,720.00 | | |
| | | 1.75 GILT 190722 | 32,000,000.00 | 32,444,512.00 | | |
| | | 4.25 GILT 360307 | 35,000,000.00 | 48,409,620.00 | | |
| | | 4.5 GILT 190307 | 40,000,000.00 | 41,500,120.00 | | |
| | | 4.5 GILT 340907 | 35,000,000.00 | 48,853,000.00 | | |
| | | 4.75 GILT 381207 | 25,000,000.00 | 37,864,600.00 | | |
| イギリスポンド合計 | | | 227,000,000.00 | 267,980,572.00 (39,572,691,067) | | |
| シンガ ポールド ル | 国債証券 | 2.875SINGAPORGOVT 300901 | 20,000,000.00 | 20,660,000.00 | | |
| | | 3.5 SINGAPORGOVT 270301 | 3,000,000.00 | 3,273,855.00 | | |
| シンガポールドル合計 | | | 23,000,000.00 | 23,933,855.00 (1,923,803,264) | | |
| ニュー ジーラン ドドル | 国債証券 | 2.75 NZ GOVT 250415 | 17,000,000.00 | 17,147,101.00 | | |
| | | 4.5 NZ GOVT 270415 | 20,000,000.00 | 22,655,360.00 | | |
| | 国債証券 小計 | | | 37,000,000.00 | 39,802,461.00 (3,044,490,241) | |
| | 特殊債券 | 4.125 NORDIC INVE 200319 | 5,000,000.00 | 5,162,470.00 | | |
| | | 4.625 IBRD 211006 | 20,000,000.00 | 21,237,140.00 | | |
| | 特殊債券 小計 | | | 25,000,000.00 | 26,399,610.00 (2,019,306,168) | |
| ニュージーランドドル合計 | | | 62,000,000.00 | 66,202,071.00 (5,063,796,409) | | |
| スウェー デンク ローネ | 国債証券 | 1 SWD GOVT 261112 | 110,000,000.00 | 114,159,210.00 | | |
| | | 国債証券 小計 | | | 110,000,000.00 | 114,159,210.00 (1,472,653,809) |
| | 特殊債券 | 1.25 EIB 250512 | 455,000,000.00 | 465,016,825.00 | | |
| | | 1.75 EIB 261112 | 55,000,000.00 | 57,557,830.00 | | |
| | | 2.75 EIB 231113 | 190,000,000.00 | 211,682,800.00 | | |
| | | 4 EIB 281201 | 70,000,000.00 | 86,632,000.00 | | |
| 特殊債券 小計 | | | 770,000,000.00 | 820,889,455.00 (10,589,473,969) | | |
| スウェーデンクローネ合計 | | | 880,000,000.00 | 935,048,665.00 (12,062,127,778) | | |
| ノル ウェーク ローネ | 国債証券 | 2 NORWE GOVT 230524 | 125,000,000.00 | 127,956,250.00 | | |
| | | 3.75 NORWE GOVT 210525 | 250,000,000.00 | 269,860,000.00 | | |
| ノルウェークローネ合計 | | | 375,000,000.00 | 397,816,250.00 (5,458,038,950) | | |
| デンマ ークク ローネ | 国債証券 | 1.75 DMK GOVT 251115 | 80,000,000.00 | 88,368,000.00 | | |
| | | | 80,000,000.00 | 88,368,000.00 | | |

| | | | | | |
|----------------------|---------------|-------------------------|------------------|------------------|-------------------|
| デンマーククローネ合計 | | | | (1,542,021,600) | |
| メキシコ ペソ | 国債証券 | 10 MEXICAN BONOS 241205 | 900,000,000.00 | 1,020,753,000.00 | |
| | | 8 MEXICAN BONOS 231207 | 400,000,000.00 | 410,240,000.00 | |
| メキシコペソ合計 | | | 1,300,000,000.00 | 1,430,993,000.00 | (8,113,730,310) |
| ポーランド ズロチ | 特殊債券 | 4.25 EIB 221025 | 300,000,000.00 | 320,371,500.00 | |
| ポーランドズロチ合計 | | | 300,000,000.00 | 320,371,500.00 | (9,877,053,345) |
| ユーロ | 国債証券 | 0.5 BUND 280215 | 30,000,000.00 | 29,799,870.00 | |
| | | 0.5 NETH GOVT 260715 | 12,000,000.00 | 12,013,392.00 | |
| | | 0.9 IRISH GOVT 280515 | 20,000,000.00 | 19,819,760.00 | |
| | | 1.2 AUSTRIA GOVT 251020 | 30,000,000.00 | 31,714,410.00 | |
| | | 1.7 IRISH GOVT 370515 | 25,000,000.00 | 25,712,475.00 | |
| | | 2.25 O.A.T 240525 | 55,000,000.00 | 61,823,740.00 | |
| | | 2.4 IRISH GOVT 300515 | 60,000,000.00 | 68,583,780.00 | |
| | | 2.5 BUND 440704 | 15,000,000.00 | 19,538,820.00 | |
| | | 2.5 BUND 460815 | 20,000,000.00 | 26,365,800.00 | |
| | | 2.6 BEL GOVT 240622 | 28,000,000.00 | 32,041,016.00 | |
| | | 2.75 O.A.T 271025 | 12,000,000.00 | 14,273,016.00 | |
| | | 3.4 IRISH GOVT 240318 | 70,000,000.00 | 82,767,790.00 | |
| | | 3.9 IRISH GOVT 230320 | 27,000,000.00 | 32,080,266.00 | |
| | | 4 FINNISH GOVT 250704 | 5,000,000.00 | 6,292,230.00 | |
| | | 4.5 BEL GOVT 260328 | 50,000,000.00 | 65,845,900.00 | |
| | | 4.75 O.A.T 350425 | 50,000,000.00 | 77,587,400.00 | |
| | | 5.4 IRISH GOVT 250313 | 161,000,000.00 | 214,809,742.00 | |
| | | 5.5 BEL GOVT 280328 | 90,000,000.00 | 131,765,760.00 | |
| 5.5 NETH GOVT 280115 | 10,000,000.00 | 14,669,570.00 | | | |
| 5.5 O.A.T 290425 | 65,000,000.00 | 97,136,650.00 | | | |
| 6 O.A.T 251025 | 34,000,000.00 | 48,317,230.00 | | | |
| 6.5 BUND 270704 | 95,000,000.00 | 147,267,100.00 | | | |
| ユーロ合計 | | | 964,000,000.00 | 1,260,225,717.00 | (163,829,343,210) |
| 合計 | | | | 516,767,529,656 | (472,307,825,656) |

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

| 種類 | 銘柄数 | 組入債券 時価比率 | 有価証券の 合計金額に 対する比率 |
|----|-----|--------------|-------------------------|
|----|-----|--------------|-------------------------|

| | | | | |
|------------|-------|------|---------|--------|
| アメリカドル | 国債証券 | 28銘柄 | 97.08% | 37.34% |
| | 特殊債券 | 2銘柄 | 2.92% | 1.12% |
| カナダドル | 国債証券 | 1銘柄 | 18.32% | 0.48% |
| | 地方債証券 | 4銘柄 | 81.68% | 2.15% |
| オーストラリアドル | 国債証券 | 3銘柄 | 24.50% | 0.59% |
| | 特殊債券 | 5銘柄 | 75.50% | 1.83% |
| イギリスポンド | 国債証券 | 6銘柄 | 100.00% | 7.66% |
| シンガポールドル | 国債証券 | 2銘柄 | 100.00% | 0.37% |
| ニュージーランドドル | 国債証券 | 2銘柄 | 60.12% | 0.59% |
| | 特殊債券 | 2銘柄 | 39.88% | 0.39% |
| スウェーデンクローネ | 国債証券 | 1銘柄 | 12.21% | 0.28% |
| | 特殊債券 | 4銘柄 | 87.79% | 2.05% |
| ノルウェークローネ | 国債証券 | 2銘柄 | 100.00% | 1.06% |
| デンマーククローネ | 国債証券 | 1銘柄 | 100.00% | 0.30% |
| メキシコペソ | 国債証券 | 2銘柄 | 100.00% | 1.57% |
| ポーランドズロチ | 特殊債券 | 1銘柄 | 100.00% | 1.91% |
| ユーロ | 国債証券 | 22銘柄 | 100.00% | 31.70% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

2【ファンドの現況】

【グローバル・ソブリン・オープン(3ヵ月決算型)】

【純資産額計算書】

平成30年 3月30日現在

(単位:円)

| | |
|-----------------|-----------------|
| 資産総額 | 29,546,847,687 |
| 負債総額 | 36,062,570 |
| 純資産総額(-) | 29,510,785,117 |
| 発行済口数 | 46,219,820,808口 |
| 1口当たり純資産価額(/) | 0.6385 |
| (10,000口当たり) | (6,385) |

(参考)

グローバル・ソブリン・オープン マザーファンド

純資産額計算書

平成30年 3月30日現在

（単位：円）

| | |
|-----------------|------------------|
| 資産総額 | 549,448,052,724 |
| 負債総額 | 5,596,153,923 |
| 純資産総額（ - ） | 543,851,898,801 |
| 発行済口数 | 277,760,187,710口 |
| 1口当たり純資産価額（ / ） | 1.9580 |
| （10,000口当たり） | （19,580） |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

(1) 資本金の額等

平成30年3月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

< 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

平成30年 3月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

| 商品分類 | 本数 (本) | 純資産総額 (百万円) |
|------------|-----------|----------------|
| 追加型株式投資信託 | 853 | 11,741,004 |
| 追加型公社債投資信託 | 16 | 1,260,867 |
| 単位型株式投資信託 | 56 | 310,820 |
| 単位型公社債投資信託 | 1 | 6,101 |
| 合計 | 926 | 13,318,791 |

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

< 更新後 >

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期事業年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度に係る中間会計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | | 第32期 (平成29年3月31日現在) | |
|-----------------|------------------------|-------------|------------------------|-------------|
| (資産の部) | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金及び預金 | 2 | 80,707,781 | 2 | 69,212,680 |
| 有価証券 | | 2,728,127 | | 36,210 |
| 前払費用 | | 402,267 | | 337,699 |
| 未収入金 | | 14,286 | | 35,896 |
| 未収委託者報酬 | | 11,275,577 | | 10,076,022 |
| 未収収益 | 2 | 564,923 | 2 | 659,405 |
| 繰延税金資産 | | 491,700 | | 446,374 |
| 金銭の信託 | 2 | 30,000 | 2 | 30,000 |
| その他 | | 438,012 | | 113,754 |
| 流動資産合計 | | 96,652,678 | | 80,948,042 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 建物 | 1 | 846,844 | 1 | 806,798 |
| 器具備品 | 1 | 768,584 | 1 | 759,446 |
| 土地 | | 1,356,000 | | 1,356,000 |
| 有形固定資産合計 | | 2,971,428 | | 2,922,245 |
| 無形固定資産 | | | | |
| 電話加入権 | | 15,822 | | 15,822 |
| ソフトウェア | | 1,813,951 | | 1,844,549 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 341,815 | | 608,066 |
| その他 | | 71 | | 10 |
| 無形固定資産合計 | | 2,171,661 | | 2,468,448 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 投資有価証券 | | 24,223,272 | | 24,327,081 |
| 関係会社株式 | | 320,136 | | 320,136 |
| 長期差入保証金 | | 686,446 | | 654,402 |
| 前払年金費用 | | 499,178 | | 463,105 |
| 繰延税金資産 | | 786,810 | | 711,230 |
| その他 | | 51,090 | | 50,235 |
| 貸倒引当金 | | 23,600 | | 23,600 |
| 投資その他の資産合計 | | 26,543,335 | | 26,502,592 |
| 固定資産合計 | | 31,686,425 | | 31,893,286 |
| 資産合計 | | 128,339,103 | | 112,841,328 |

(単位：千円)

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | | 第32期 (平成29年3月31日現在) | |
|---------------|------------------------|---------|------------------------|---------|
| (負債の部) | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 預り金 | | 199,091 | | 166,493 |

| | | | | |
|-----------|---|-------------|---|------------|
| 未払金 | | | | |
| 未払収益分配金 | | 101,046 | | 108,024 |
| 未払償還金 | | 821,178 | | 547,707 |
| 未払手数料 | 2 | 4,866,423 | 2 | 4,225,009 |
| その他未払金 | 2 | 2,521,849 | 2 | 2,355,815 |
| 未払費用 | 2 | 3,419,978 | 2 | 3,061,479 |
| 未払消費税等 | | 370,110 | | 351,670 |
| 未払法人税等 | | 947,540 | | 756,668 |
| 賞与引当金 | | 882,523 | | 843,729 |
| 役員賞与引当金 | | | | 100,680 |
| その他 | | 670,983 | | 711,633 |
| 流動負債合計 | | 14,800,725 | | 13,228,909 |
| 固定負債 | | | | |
| 退職給付引当金 | | 508,142 | | 590,154 |
| 役員退職慰労引当金 | | 166,789 | | 166,458 |
| 時効後支払損引当金 | | 257,105 | | 253,070 |
| 固定負債合計 | | 932,038 | | 1,009,684 |
| 負債合計 | | 15,732,763 | | 14,238,594 |
| (純資産の部) | | | | |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | 2,000,131 | | 2,000,131 |
| 資本剰余金 | | | | |
| 資本準備金 | | 3,572,096 | | 3,572,096 |
| その他資本剰余金 | | 41,160,616 | | 41,160,616 |
| 資本剰余金合計 | | 44,732,712 | | 44,732,712 |
| 利益剰余金 | | | | |
| 利益準備金 | | 342,589 | | 342,589 |
| その他利益剰余金 | | | | |
| 別途積立金 | | 6,998,000 | | 6,998,000 |
| 繰越利益剰余金 | | 57,079,782 | | 43,034,713 |
| 利益剰余金合計 | | 64,420,372 | | 50,375,303 |
| 株主資本合計 | | 111,153,216 | | 97,108,147 |

(単位：千円)

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | 第32期 (平成29年3月31日現在) |
|------------------|------------------------|------------------------|
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券 評価差額金 | 1,446,576 | 1,494,586 |
| 繰延ヘッジ損益 | 6,546 | |
| 評価・換算差額等合計 | 1,453,123 | 1,494,586 |
| 純資産合計 | 112,606,339 | 98,602,734 |
| 負債純資産合計 | 128,339,103 | 112,841,328 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | | 第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | |
|-------------|---------------------------------------|------------|---------------------------------------|------------|
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | | 82,096,942 | | 81,709,776 |
| 投資顧問料 | | 2,226,322 | | 2,396,020 |
| その他営業収益 | | 35,063 | | 25,763 |
| 営業収益合計 | | 84,358,328 | | 84,131,560 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | 2 | 34,821,751 | 2 | 33,975,255 |
| 広告宣伝費 | | 742,632 | | 731,771 |
| 公告費 | | | | 482 |
| 調査費 | | | | |
| 調査費 | | 1,642,352 | | 1,713,892 |
| 委託調査費 | | 14,530,744 | | 13,961,993 |
| 事務委託費 | | 751,410 | | 984,749 |
| 営業雑経費 | | | | |
| 通信費 | | 122,574 | | 158,915 |
| 印刷費 | | 704,639 | | 699,940 |
| 協会費 | | 51,201 | | 51,995 |
| 諸会費 | | 7,730 | | 9,887 |
| 事務機器関連費 | | 1,674,745 | | 1,611,608 |
| その他営業雑経費 | | 30,382 | | 11,925 |
| 営業費用合計 | | 55,080,164 | | 53,912,419 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | | | | |
| 役員報酬 | | 280,681 | | 331,997 |
| 給料・手当 | | 5,948,603 | | 6,496,165 |
| 賞与引当金繰入 | | 882,523 | | 843,729 |
| 役員賞与引当金繰入 | | | | 100,680 |
| 福利厚生費 | | 1,091,897 | | 1,196,210 |
| 交際費 | | 17,062 | | 14,843 |
| 旅費交通費 | | 212,578 | | 233,159 |
| 租税公課 | | 264,376 | | 422,030 |
| 不動産賃借料 | | 795,415 | | 706,571 |
| 退職給付費用 | | 341,073 | | 441,736 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | | 34,369 | | 48,393 |
| 固定資産減価償却費 | | 1,068,796 | | 1,030,040 |
| 諸経費 | | 426,547 | | 474,521 |
| 一般管理費合計 | | 11,363,925 | | 12,340,079 |
| 営業利益 | | 17,914,238 | | 17,879,061 |

(単位：千円)

| | 第31期 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日） | | 第32期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日） | |
|--------------|---------------------------------------|------------|---------------------------------------|------------|
| 営業外収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 235,697 | | 243,048 |
| 有価証券利息 | | 523 | | 0 |
| 受取利息 | 2 | 15,142 | 2 | 4,601 |
| 投資有価証券償還益 | | 9,315 | | 260,190 |
| 収益分配金等時効完成分 | | 71,619 | | 278,148 |
| その他 | | 17,393 | | 4,383 |
| 営業外収益合計 | | 349,691 | | 790,372 |
| 営業外費用 | | | | |
| 投資有価証券償還損 | | 152,298 | | 11,552 |
| 時効後支払損引当金繰入 | | 98,891 | | |
| 事務過誤費 | | 421 | | 218 |
| その他 | | 5,862 | | 4,357 |
| 営業外費用合計 | | 257,473 | | 16,128 |
| 経常利益 | | 18,006,455 | | 18,653,304 |
| 特別利益 | | | | |
| 投資有価証券売却益 | | 424,605 | | 259,137 |
| ゴルフ会員権売却益 | | 1,300 | | |
| 特別利益合計 | | 425,905 | | 259,137 |
| 特別損失 | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | 52,623 | | 42,248 |
| デリバティブ解約損 | | | | 126,228 |
| 有価証券評価損 | | 67,284 | | |
| 投資有価証券評価損 | | 18,539 | | 157,482 |
| 固定資産除却損 | 1 | 1,305 | 1 | 13,540 |
| 減損損失 | 3 | 42,073 | 3 | 48,575 |
| 合併関連費用 | | 829,181 | | |
| 特別損失合計 | | 1,011,007 | | 388,075 |
| 税引前当期純利益 | | 17,421,353 | | 18,524,367 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2 | 5,796,941 | 2 | 5,658,953 |
| 法人税等調整額 | | 1,035,591 | | 103,169 |
| 法人税等合計 | | 4,761,350 | | 5,762,122 |
| 当期純利益 | | 12,660,003 | | 12,762,244 |

（3）【株主資本等変動計算書】

第31期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | 株主資本合計 |
|--|------|-------|----------|---------|-------|----------|---------|---------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----------------------------|-----------|-----------|------------|------------|---------|-----------|------------|------------|-------------|
| 当期首残高 | 2,000,131 | 222,096 | | 222,096 | 342,589 | 6,998,000 | 48,527,422 | 55,868,012 | 58,090,240 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 4,107,643 | 4,107,643 | 4,107,643 |
| 当期純利益 | | | | | | | 12,660,003 | 12,660,003 | 12,660,003 |
| 合併による増加 | | 3,350,000 | 41,160,616 | 44,510,616 | | | | | 44,510,616 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | | 3,350,000 | 41,160,616 | 44,510,616 | | | 8,552,359 | 8,552,359 | 53,062,976 |
| 当期末残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 57,079,782 | 64,420,372 | 111,153,216 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-----------------------------|----------------------|-------------|----------------|-------------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 2,300,727 | | 2,300,727 | 60,390,967 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 4,107,643 |
| 当期純利益 | | | | 12,660,003 |
| 合併による増加 | 903,495 | 148,745 | 754,749 | 45,265,365 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額) | 1,757,645 | 155,292 | 1,602,353 | 1,602,353 |
| 当期変動額合計 | 854,150 | 6,546 | 847,604 | 52,215,371 |
| 当期末残高 | 1,446,576 | 6,546 | 1,453,123 | 112,606,339 |

第32期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | | | | 株主資本合計 |
|-----------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------|-----------|-------------|-------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益 準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | |
| | | 資本 準備金 | その他 資本剰余金 | 資本 剰余金合計 | | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| | | | | | | | | | |
| 当期首残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 57,079,782 | 64,420,372 | 111,153,216 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 26,807,312 | 26,807,312 | 26,807,312 |
| 当期純利益 | | | | | | | 12,762,244 | 12,762,244 | 12,762,244 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | | | | 14,045,068 | 14,045,068 | 14,045,068 |
| 当期末残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 43,034,713 | 50,375,303 | 97,108,147 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|--|----------------------|-------------|----------------|-------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 評価・換算 差額等合計 | |
| | | | | |

| | | | | |
|-----------------------------|-----------|-------|-----------|-------------|
| 当期首残高 | 1,446,576 | 6,546 | 1,453,123 | 112,606,339 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 26,807,312 |
| 当期純利益 | | | | 12,762,244 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額) | 48,009 | 6,546 | 41,462 | 41,462 |
| 当期変動額合計 | 48,009 | 6,546 | 41,462 | 14,003,605 |
| 当期末残高 | 1,494,586 | | 1,494,586 | 98,602,734 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(追加情報)

当社では退職給付制度を統合するため、平成28年9月21日に確定給付企業年金制度、退職一時金制度、確定拠出年金制度を改定し、同年10月1日より退職一時金制度、確定拠出年金制度を柱とした新制度に移行しております。この移行に伴い「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準委員会平成14年1月31日企業会計基準適用指針第1号)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会平成19年2月7日実務対応報告第2号)を適用しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(5)役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.ヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...株式指数先物

ヘッジ対象...投資有価証券

(3)ヘッジ方針

株価変動リスクの低減のため、対象資産の範囲内でヘッジを行っております。

(4)ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

7.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[会計方針の変更]

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

[追加情報]

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産の減価償却累計額

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | 第32期 (平成29年3月31日現在) |
|------|------------------------|------------------------|
| 建物 | 467,206千円 | 539,649千円 |
| 器具備品 | 897,207千円 | 1,029,950千円 |

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | 第32期 (平成29年3月31日現在) |
|--------|------------------------|------------------------|
| 預金 | 43,128,360千円 | 47,798,472千円 |
| 未収収益 | 52,753千円 | 46,963千円 |
| 金銭の信託 | 30,000千円 | 30,000千円 |
| 未払手数料 | 2,612,168千円 | 1,993,055千円 |
| その他未払金 | 2,296,632千円 | 2,071,256千円 |
| 未払費用 | 442,340千円 | 456,748千円 |

(損益計算書関係)

1.固定資産除却損の内訳

| | 第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | 第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|--------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 建物 | 254千円 | 2,392千円 |
| 器具備品 | 1,051千円 | 7,791千円 |
| ソフトウェア | - | 3,356千円 |
| 計 | 1,305千円 | 13,540千円 |

2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

| | 第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | 第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 支払手数料 | 15,120,269千円 | 13,862,465千円 |
| 受取利息 | 12,609千円 | 4,375千円 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,980,844千円 | 4,204,969千円 |

3.減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失 |
|-------------|-----------|------|----------|
| 静岡県裾野市 | 遊休資産（不動産） | 土地 | 35,031千円 |
| 東京都千代田区（本社） | 遊休資産（美術品） | 器具備品 | 7,041千円 |

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

前事業年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地、美術品について

は外部鑑定評価額により評価しております。

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失 |
|-------------|----------------------|---------------|----------|
| 東京都千代田区（本社） | 自社利用ソフトウェア （遊休資産） | ソフトウェア 仮勘定 | 48,575千円 |

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグループとしております。遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、将来の使用見込みがなくなった自社利用ソフトウェアについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、将来の使用見込みがないため、使用価値は零としております。

（株主資本等変動計算書関係）

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数（株） | 当事業年度増加 株式数（株） | 当事業年度減少 株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式（注） | 124,098 | 87,483 | - | 211,581 |
| 合計 | 124,098 | 87,483 | - | 211,581 |

（注）普通株式の発行済株式総数の増加は、平成27年7月1日に、国際投信投資顧問株式会社との間で吸収合併方式による経営統合を行ない、同社の普通株式1株に対して当社の普通株式10.0497株を交付したことによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成27年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 4,107,643千円 |
| 1株当たり配当額 | 33,100円 |
| 基準日 | 平成27年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成27年6月30日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|--------------|
| 配当金の総額 | 26,807,312千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 126,700円 |
| 基準日 | 平成28年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成28年6月29日 |

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数（株） | 当事業年度増加 株式数（株） | 当事業年度減少 株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 211,581 | - | - | 211,581 |
| 合計 | 211,581 | - | - | 211,581 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成28年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|--------------|
| 配当金の総額 | 26,807,312千円 |
| 1株当たり配当額 | 126,700円 |
| 基準日 | 平成28年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成28年6月29日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|--------------|
| 配当金の総額 | 26,595,731千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 125,700円 |
| 基準日 | 平成29年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成29年6月29日 |

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | 第32期 (平成29年3月31日現在) |
|-----|------------------------|------------------------|
| 1年内 | 678,116千円 | 678,116千円 |
| 1年超 | 2,651,815千円 | 1,973,699千円 |
| 合計 | 3,329,932千円 | 2,651,815千円 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。なお、一部の投資信託の価格変動リスクに対して、デリバティブ取引を利用してヘッジしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第31期(平成28年3月31日現在)

| | 貸借対照表 計上額(千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|--|------------------|--------|--------|
| | | | |

| | | | |
|-------------|-------------|-------------|---|
| (1) 現金及び預金 | 80,707,781 | 80,707,781 | - |
| (2) 有価証券 | 2,728,127 | 2,728,127 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 11,275,577 | 11,275,577 | - |
| (4) 投資有価証券 | 24,054,542 | 24,054,542 | - |
| 資産計 | 118,766,029 | 118,766,029 | - |
| (1) 未払手数料 | 4,866,423 | 4,866,423 | - |
| 負債計 | 4,866,423 | 4,866,423 | - |
| デリバティブ取引() | (3,459) | (3,459) | - |

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

第32期(平成29年3月31日現在)

| | 貸借対照表 計上額(千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-------------|------------------|-------------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 69,212,680 | 69,212,680 | - |
| (2) 有価証券 | 36,210 | 36,210 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 10,076,022 | 10,076,022 | - |
| (4) 投資有価証券 | 24,189,921 | 24,189,921 | - |
| 資産計 | 103,514,834 | 103,514,834 | - |
| (1) 未払手数料 | 4,225,009 | 4,225,009 | - |
| 負債計 | 4,225,009 | 4,225,009 | - |

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 第31期 (平成28年3月31日現在) | 第32期 (平成29年3月31日現在) |
|--------|------------------------|------------------------|
| 非上場株式 | 168,730 | 137,160 |
| 子会社株式 | 160,600 | 160,600 |
| 関連会社株式 | 159,536 | 159,536 |

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第31期(平成28年3月31日現在)

(単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|------------|-------------|--------------|-------|
| 現金及び預金 | 80,707,781 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 11,275,577 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 投資信託 | 2,728,127 | 9,234,321 | 9,756,778 | 5,050 |
| 合計 | 94,711,487 | 9,234,321 | 9,756,778 | 5,050 |

第32期(平成29年3月31日現在)

(単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|------------|-------------|--------------|--------|
| 現金及び預金 | 69,212,680 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 10,076,022 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 投資信託 | 36,210 | 10,703,761 | 8,324,138 | 45,606 |
| 合計 | 79,324,912 | 10,703,761 | 8,324,138 | 45,606 |

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第31期(平成28年3月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額(千円) |
|--------------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | 株式 | 113,875 | 30,541 | 83,333 |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 19,085,937 | 16,697,402 | 2,388,535 |
| | 小計 | 19,199,812 | 16,727,944 | 2,471,868 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 7,582,857 | 7,969,134 | 386,277 |
| | 小計 | 7,582,857 | 7,969,134 | 386,277 |
| 合計 | | 26,782,669 | 24,697,079 | 2,085,590 |

第32期(平成29年3月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額(千円) |
|-------------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 17,778,798 | 15,302,336 | 2,476,461 |

| | | | | |
|------------------------------|-----|------------|------------|-----------|
| | 小計 | 17,778,798 | 15,302,336 | 2,476,461 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 6,447,333 | 6,769,569 | 322,236 |
| | 小計 | 6,447,333 | 6,769,569 | 322,236 |
| 合計 | | 24,226,131 | 22,071,906 | 2,154,225 |

3.売却したその他有価証券

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

| 種類 | 売却額（千円） | 売却益の合計額（千円） | 売却損の合計額（千円） |
|-----|-----------|-------------|-------------|
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | 5,649,814 | 424,605 | 52,623 |
| 合計 | 5,649,814 | 424,605 | 52,623 |

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

| 種類 | 売却額（千円） | 売却益の合計額（千円） | 売却損の合計額（千円） |
|-----|-----------|-------------|-------------|
| 株式 | 122,688 | 82,146 | 21,570 |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | 3,439,009 | 176,991 | 20,678 |
| 合計 | 3,561,698 | 259,137 | 42,248 |

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について85,823千円（その他有価証券のその他85,823千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について157,482千円（その他有価証券のその他157,482千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（デリバティブ取引関係）

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

重要な取引はありません。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（単位：千円）

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | 契約額等のうち1年超 | 時価 |
|----------|----------------|---------|---------|------------|-------|
| 原則的処理方法 | 株式指数先物取引 売建 | 投資有価証券 | 945,410 | - | 3,459 |
| | 合計 | | 945,410 | - | 3,459 |

（注）時価の算定方法

大阪取引所が定める清算指数によっております。

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

重要な取引はありません。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | 第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 263,476 千円 | 2,997,931 千円 |
| 勤務費用 | 135,457 | 199,166 |
| 利息費用 | 19,818 | 22,711 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 113,714 | 40,934 |
| 退職給付の支払額 | 159,115 | 183,403 |
| 過去勤務費用の発生額 | - | 653,618 |
| 合併による増加 | 2,624,579 | - |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,997,931 | 3,649,089 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | 第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 年金資産の期首残高 | 196,439 千円 | 2,678,827 千円 |
| 期待運用収益 | 35,926 | 47,553 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 111,449 | 7,066 |
| 事業主からの拠出額 | 210,960 | 107,823 |
| 退職給付の支払額 | 139,379 | 142,532 |
| 合併による増加 | 2,486,329 | - |
| 年金資産の期末残高 | 2,678,827 | 2,698,738 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | 第32期 (平成29年3月31日現在) |
|---------------------|------------------------|------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 2,422,447 千円 | 3,471,120 千円 |
| 年金資産 | 2,678,827 | 2,698,738 |
| | 256,380 | 772,381 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 575,484 | 177,969 |
| 未積立退職給付債務 | 319,103 | 950,350 |
| 未認識数理計算上の差異 | 310,139 | 207,810 |
| 未認識過去勤務費用 | - | 615,490 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 8,964 | 127,049 |
| 退職給付引当金 | 508,142 | 590,154 |
| 前払年金費用 | 499,178 | 463,105 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 8,964 | 127,049 |

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | 第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) |
|-----------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 勤務費用 | 135,457 千円 | 199,166 千円 |
| 利息費用 | 19,818 | 22,711 |
| 期待運用収益 | 35,926 | 47,553 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 13,847 | 54,327 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | - | 38,127 |
| その他 | 65,395 | 28,533 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 198,592 | 295,314 |

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額等です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | 第32期 (平成29年3月31日現在) |
|-----|------------------------|------------------------|
| 債券 | 58.1 % | 62.9 % |
| 株式 | 35.5 | 33.3 |
| その他 | 6.3 | 3.7 |
| 合計 | 100 | 100 |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | 第32期 (平成29年3月31日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 割引率 | 0.077～0.71% | 0.061～0.90% |
| 長期期待運用収益率 | 1.5～1.8% | 1.5～1.8% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度142,480千円、当事業年度146,421千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | 第32期 (平成29年3月31日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 減損損失 | 475,116 千円 | 455,165 千円 |
| 投資有価証券評価損 | 238,391 | 242,551 |
| ゴルフ会員権評価損 | 295 | 295 |
| 未払事業税 | 185,473 | 124,367 |
| 賞与引当金 | 272,346 | 260,374 |
| 役員賞与引当金 | - | 11,509 |

| | | |
|---------------|-----------|-----------|
| 役員退職慰労引当金 | 51,071 | 50,969 |
| 退職給付引当金 | 155,593 | 180,726 |
| 減価償却超過額 | 29,059 | 19,277 |
| 委託者報酬 | 204,395 | 217,902 |
| 長期差入保証金 | 6,344 | 14,803 |
| 時効後支払損引当金 | 78,725 | 77,490 |
| 連結納税適用による時価評価 | 309,675 | 236,450 |
| その他 | 69,525 | 68,614 |
| 繰延税金資産 小計 | 2,076,013 | 1,960,499 |
| 評価性引当額 | - | - |
| 繰延税金資産 合計 | 2,076,013 | 1,960,499 |
| 繰延税金負債 | | |
| 未収配当金 | 1,228 | - |
| 前払年金費用 | 152,848 | 141,802 |
| 連結納税適用による時価評価 | 1,516 | 1,447 |
| その他有価証券評価差額金 | 639,013 | 659,638 |
| 繰延ヘッジ損益 | 2,889 | - |
| その他 | 6 | 3 |
| 繰延税金負債 合計 | 797,502 | 802,893 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,278,511 | 1,157,605 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | 第32期 (平成29年3月31日現在) |
|----------------------|------------------------|--|
| 法定実効税率 | 33.06 % | 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。 |
| (調整) | | |
| 評価性引当額の減少 | 6.34 | |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 0.59 | |
| その他 | 0.02 | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 27.33 | |

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）及び第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）及び第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第31期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|--------------------|---------|--------------|---------|---------------------|---|-----------------------------|--------------------------|--------|-------------|
| 親会社 | ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ | 東京都千代田区 | 2,141,513百万円 | 銀行持株会社業 | 被所有 間接 100.0% | 連結納税 役員兼任 | 連結納税に伴う支払 | 3,980,844千円 | その他未払金 | 2,296,632千円 |
| 親会社 | 三菱UFJ信託銀行㈱ | 東京都千代田区 | 324,279百万円 | 信託業、銀行業 | 被所有 直接 51.0% | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 事務所の賃借 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 事務所賃借料 | 5,895,622千円 223,695千円 | 未払手数料 | 805,721千円 |
| | | | | | | 投資の助言 役員兼任 | 投資助言料 | 885,549千円 515,287千円 | 未払費用 | 319,698千円 |

| | | | | | | | | | | |
|------|------------|---------|------------------|-----|--------------------|-------------------------------|-------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| 主要株主 | ㈱三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区 | 1,711,958 百万円 | 銀行業 | 被所有 直接 15.0% | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 9,224,647 千円 | 未払手数料 | 1,806,446 千円 |
| | | | | | 取引銀行 | コーラブル預金の預入 | 35,000,000 千円 | 現金及び預金 | 35,000,000 千円 | |
| | | | | | | コーラブル預金に係る受取利息 | 9,263 千円 | 未収収益 | 2,372 千円 | |

第32期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|------|--------------------|---------|------------------|---------|---------------------|-------------------------------|-------------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 親会社 | ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ | 東京都千代田区 | 2,141,513 百万円 | 銀行持株会社業 | 被所有 間接 100.0% | 連結納税 役員の兼任 | 連結納税に伴う支払 | 4,204,969 千円 | その他未払金 | 2,071,256 千円 |
| 親会社 | 三菱UFJ信託銀行㈱ | 東京都千代田区 | 324,279 百万円 | 信託業、銀行業 | 被所有 直接 51.0% | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 5,983,874 千円 | 未払手数料 | 716,117 千円 |
| | | | | | 投資の助言 | 投資助言料 | 662,992 千円 | 未払費用 | 352,297 千円 | |
| | | | | | 役員の兼任 | | | | | |
| 主要株主 | ㈱三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区 | 1,711,958 百万円 | 銀行業 | 被所有 直接 15.0% | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 7,878,591 千円 | 未払手数料 | 1,276,937 千円 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

連結納税については、連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決

定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-------------|------------------------|---------|---------------|-------|----------------|--------------------------------|-------------------|-----------------|-------|---------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJ モルガン・スタンレー証券㈱ | 東京都千代田区 | 40,500 百万円 | 証券業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱い及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 6,398,782 千円 | 未払手数料 | 898,096 千円 |

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-------------|------------------------|---------|---------------|-------|----------------|--------------------------------|-------------------|-----------------|-------|---------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJ モルガン・スタンレー証券㈱ | 東京都千代田区 | 40,500 百万円 | 証券業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱い及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 6,532,238 千円 | 未払手数料 | 933,908 千円 |

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

| | 第31期 （自平成27年4月1日 至平成28年3月31日） | 第32期 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日） |
|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 532,213.85円 | 466,028.30円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 66,691.34円 | 60,318.47円 |

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第31期 （自平成27年4月1日 至平成28年3月31日） | 第32期 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日） |
|--------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 当期純利益金額（千円） | 12,660,003 | 12,762,244 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益金額（千円） | 12,660,003 | 12,762,244 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 189,829 | 211,581 |

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第33期中間会計期間
(平成29年9月30日現在)

(資産の部)

流動資産

| | |
|---------|------------|
| 現金及び預金 | 46,287,102 |
| 有価証券 | 78,897 |
| 前払費用 | 496,625 |
| 未収入金 | 87,286 |
| 未収委託者報酬 | 9,160,402 |
| 未収収益 | 681,527 |
| 繰延税金資産 | 471,973 |
| 金銭の信託 | 30,000 |
| その他 | 95,228 |
| 流動資産合計 | 57,389,043 |

固定資産

有形固定資産

| | | |
|----------|---|-----------|
| 建物 | 1 | 780,721 |
| 器具備品 | 1 | 764,182 |
| 土地 | | 1,356,000 |
| 有形固定資産合計 | | 2,900,904 |

無形固定資産

| | | |
|-----------|--|-----------|
| 電話加入権 | | 15,822 |
| ソフトウェア | | 1,938,735 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 1,212,251 |
| 無形固定資産合計 | | 3,166,809 |

投資その他の資産

| | | |
|--------|--|------------|
| 投資有価証券 | | 28,266,735 |
|--------|--|------------|

| | |
|------------|------------|
| 関係会社株式 | 320,136 |
| 長期差入保証金 | 640,950 |
| 前払年金費用 | 448,902 |
| 繰延税金資産 | 451,891 |
| その他 | 45,230 |
| 貸倒引当金 | 23,600 |
| 投資その他の資産合計 | 30,150,247 |
| 固定資産合計 | 36,217,960 |
| 資産合計 | 93,607,004 |

(単位：千円)

第33期中間会計期間
(平成29年9月30日現在)

(負債の部)

流動負債

| | |
|---------|------------|
| 預り金 | 196,841 |
| 未払金 | |
| 未払収益分配金 | 174,797 |
| 未払償還金 | 514,622 |
| 未払手数料 | 3,754,874 |
| その他未払金 | 2,503,473 |
| 未払費用 | 4,229,858 |
| 未払消費税等 | 2 305,160 |
| 未払法人税等 | 792,896 |
| 賞与引当金 | 863,522 |
| 役員賞与引当金 | 66,649 |
| その他 | 776,417 |
| 流動負債合計 | 14,179,114 |

固定負債

| | |
|-----------|------------|
| 退職給付引当金 | 651,492 |
| 役員退職慰労引当金 | 163,557 |
| 時効後支払損引当金 | 252,546 |
| 固定負債合計 | 1,067,596 |
| 負債合計 | 15,246,710 |

(純資産の部)

株主資本

| | |
|----------|------------|
| 資本金 | 2,000,131 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 3,572,096 |
| その他資本剰余金 | 41,160,616 |
| 資本剰余金合計 | 44,732,712 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 342,589 |
| その他利益剰余金 | |
| 別途積立金 | 6,998,000 |
| 繰越利益剰余金 | 22,251,535 |
| 利益剰余金合計 | 29,592,124 |
| 株主資本合計 | 76,324,968 |

(単位：千円)

| 第33期中間会計期間 (平成29年9月30日現在) | |
|------------------------------|------------|
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券 | 2,035,325 |
| 評価差額金 | |
| 評価・換算差額等合計 | 2,035,325 |
| 純資産合計 | 78,360,294 |
| 負債純資産合計 | 93,607,004 |

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

| 第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日) | |
|---|------------|
| 営業収益 | |
| 委託者報酬 | 38,184,632 |
| 投資顧問料 | 1,346,730 |
| その他営業収益 | 26,405 |
| 営業収益合計 | 39,557,767 |
| 営業費用 | |
| 支払手数料 | 15,720,488 |
| 広告宣伝費 | 318,084 |
| 公告費 | 500 |
| 調査費 | |
| 調査費 | 861,247 |
| 委託調査費 | 6,711,776 |
| 事務委託費 | 436,601 |
| 営業雑経費 | |
| 通信費 | 85,593 |
| 印刷費 | 251,837 |
| 協会費 | 24,207 |
| 諸会費 | 7,746 |
| 事務機器関連費 | 821,139 |
| その他営業雑経費 | 13,599 |
| 営業費用合計 | 25,252,824 |
| 一般管理費 | |
| 給料 | |
| 役員報酬 | 178,839 |
| 給料・手当 | 2,821,754 |
| 賞与引当金繰入 | 863,522 |
| 役員賞与引当金繰入 | 66,649 |
| 福利厚生費 | 619,913 |
| 交際費 | 6,009 |
| 旅費交通費 | 93,328 |
| 租税公課 | 222,435 |
| 不動産賃借料 | 341,770 |
| 退職給付費用 | 210,625 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 23,884 |
| 固定資産減価償却費 | 1 512,328 |
| 諸経費 | 199,624 |

| | |
|---------|-----------|
| 一般管理費合計 | 6,160,685 |
| 営業利益 | 8,144,257 |

(単位：千円)

第33期中間会計期間

(自 平成29年4月1日

至 平成29年9月30日)

| | |
|--------------|-----------|
| 営業外収益 | |
| 受取配当金 | 134,154 |
| 受取利息 | 277 |
| 投資有価証券償還益 | 29,656 |
| 収益分配金等時効完成分 | 34,222 |
| その他 | 9,043 |
| 営業外収益合計 | 207,354 |
| 営業外費用 | |
| 投資有価証券償還損 | 20,261 |
| 時効後支払損引当金繰入 | 26,116 |
| その他 | 5,612 |
| 営業外費用合計 | 51,990 |
| 経常利益 | 8,299,622 |
| 特別利益 | |
| 投資有価証券売却益 | 196,888 |
| ゴルフ会員権売却益 | 2,495 |
| 特別利益合計 | 199,383 |
| 特別損失 | |
| 投資有価証券売却損 | 60,319 |
| 固定資産除却損 | 0 |
| 特別損失合計 | 60,319 |
| 税引前中間純利益 | 8,438,686 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,631,045 |
| 法人税等調整額 | 4,911 |
| 法人税等合計 | 2,626,133 |
| 中間純利益 | 5,812,552 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

第33期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | | 株主資本合計 |
|-------------------------------|-----------|-----------|------------|------------|---------|-----------|------------|------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 43,034,713 | 50,375,303 | 97,108,147 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 26,595,731 | 26,595,731 | 26,595,731 |
| 中間純利益 | | | | | | | 5,812,552 | 5,812,552 | 5,812,552 |
| 株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額) | | | | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | | | | | | | 20,783,178 | 20,783,178 | 20,783,178 |

| | | | | | | | | | |
|---------|-----------|-----------|------------|------------|---------|-----------|------------|------------|------------|
| 当中間期末残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 22,251,535 | 29,592,124 | 76,324,968 |
|---------|-----------|-----------|------------|------------|---------|-----------|------------|------------|------------|

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------------|----------------------|----------------|------------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,494,586 | 1,494,586 | 98,602,734 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 26,595,731 |
| 中間純利益 | | | 5,812,552 |
| 株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額) | 540,738 | 540,738 | 540,738 |
| 当中間期変動額合計 | 540,738 | 540,738 | 20,242,440 |
| 当中間期末残高 | 2,035,325 | 2,035,325 | 78,360,294 |

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 第33期中間会計期間 (平成29年9月30日現在) |
|------|------------------------------|
| 建物 | 571,713千円 |
| 器具備品 | 1,115,446千円 |

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

1 減価償却実施額

| | 第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日) |
|--------|---|
| 有形固定資産 | 114,767千円 |
| 無形固定資産 | 397,560千円 |

（中間株主資本等変動計算書関係）

第33期中間会計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 (株) | 当中間会計期間 増加株式数 (株) | 当中間会計期間 減少株式数 (株) | 当中間会計期間末 株式数 (株) |
|-------|--------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 211,581 | - | - | 211,581 |
| 合計 | 211,581 | - | - | 211,581 |

2. 配当に関する事項

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|--------------|
| 配当金の総額 | 26,595,731千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 125,700円 |
| 基準日 | 平成29年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成29年6月29日 |

（リース取引関係）

第33期中間会計期間(平成29年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | |
|-----|-------------|
| 1年内 | 678,116千円 |
| 1年超 | 1,634,641千円 |
| 合 計 | 2,312,757千円 |

（金融商品関係）

第33期中間会計期間(平成29年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成29年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

| | 中間貸借対照表 計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|-------------|--------------------|------------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 46,287,102 | 46,287,102 | - |
| (2) 有価証券 | 78,897 | 78,897 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 9,160,402 | 9,160,402 | - |
| (4) 投資有価証券 | 28,129,575 | 28,129,575 | - |
| 資産計 | 83,655,978 | 83,655,978 | - |
| (1) 未払手数料 | 3,754,874 | 3,754,874 | - |
| 負債計 | 3,754,874 | 3,754,874 | - |

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額137,160千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

第33期中間会計期間（平成29年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

| | 種類 | 中間貸借対照表 計上額（千円） | 取得原価 （千円） | 差額（千円） |
|--------------------------------|-----|--------------------|--------------|-----------|
| 中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 21,493,708 | 18,316,441 | 3,177,266 |
| | 小計 | 21,493,708 | 18,316,441 | 3,177,266 |
| 中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 6,714,765 | 6,958,415 | 243,650 |
| | 小計 | 6,714,765 | 6,958,415 | 243,650 |
| 合計 | | 28,208,473 | 25,274,857 | 2,933,616 |

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額137,160千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第33期中間会計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第33期中間会計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区別の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第33期中間会計期間 (平成29年9月30日現在) |
|--------------------------------------|------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 370,356.00円 |
| (算定上の基礎) | |
| 純資産の部の合計額(千円) | 78,360,294 |
| 普通株式に係る中間期末の純資産額(千円) | 78,360,294 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株) | 211,581 |

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第33期中間会計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日) |
|--------------------|---|
| 1株当たり中間純利益金額 | 27,471.99円 |
| (算定上の基礎) | |
| 中間純利益金額(千円) | 5,812,552 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - |
| 普通株式に係る中間純利益金額(千円) | 5,812,552 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 211,581 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

(1) 受託会社

名称：株式会社りそな銀行

(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

資本金の額：279,928百万円(平成29年9月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

| 名称 | 資本金の額 (平成29年9月末現在) | 事業の内容 |
|------------|-----------------------|---------------------|
| 株式会社りそな銀行 | 279,928 百万円 | 銀行業務および信託業務を営んでいます。 |
| 株式会社荘内銀行 | 8,500 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社群馬銀行 | 48,652 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社千葉興業銀行 | 62,120 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社北越銀行 | 24,538 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社山梨中央銀行 | 15,400 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社北國銀行 | 26,673 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社福井銀行 | 17,965 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |

| | | | |
|---------------|---------|-----|-------------------------------|
| 株式会社清水銀行 | 8,670 | 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社百五銀行 | 20,000 | 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社池田泉州銀行 | 61,385 | 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社鳥取銀行 | 9,061 | 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社阿波銀行 | 23,452 | 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社百十四銀行 | 37,322 | 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社福岡銀行 | 82,329 | 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社大分銀行 | 19,598 | 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 85,745 | 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 342,037 | 百万円 | 銀行業務および信託業務を営んでいます。 |
| 株式会社きらやか銀行 | 22,700 | 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社北日本銀行 | 7,761 | 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社福島銀行 | 18,127 | 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社東和銀行 | 38,653 | 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社東日本銀行 | 38,300 | 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社富山第一銀行 | 10,182 | 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社第三銀行 | 37,461 | 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社西京銀行 | 20,431 | 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社香川銀行 | 12,014 | 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社宮崎太陽銀行 | 12,252 | 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| アーク証券株式会社 | 2,619 | 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 藍澤證券株式会社 | 8,000 | 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 安藤証券株式会社 | 2,280 | 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| カブドットコム証券株式会社 | 7,196 | 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 池田泉州TT証券株式会社 | 1,250 | 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| いちよし証券株式会社 | 14,577 | 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| リーディング証券株式会社 | 1,868 | 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 今村証券株式会社 | 857 | 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 臼木証券株式会社 | 100 | 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 宇都宮証券株式会社 | 301 | 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| エース証券株式会社 | 8,831 | 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 株式会社SBI証券 | 48,323 | 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 岡地証券株式会社 | 1,500 | 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| おきぎん証券株式会社 | 1,128 | 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 香川証券株式会社 | 555 | 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

| | | |
|-------------------|-------------|-------------------------------|
| 木村証券株式会社 | 500 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| エイチ・エス証券株式会社 | 3,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 共和証券株式会社 | 500 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| ぐんぎん証券株式会社 | 3,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| あかつき証券株式会社 | 3,067 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 光世証券株式会社 | 12,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 篠山証券株式会社 | 100 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 静岡東海証券株式会社 | 600 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 島大証券株式会社 | 100 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 荘内証券株式会社 | 100 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| みずほ証券株式会社 | 125,167 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| ニュース証券株式会社 | 1,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 高木証券株式会社 | 11,069 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| ちばぎん証券株式会社 | 4,374 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| むさし証券株式会社 | 5,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 楽天証券株式会社 | 7,495 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 東海東京証券株式会社 | 6,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 東武証券株式会社 | 420 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 内藤証券株式会社 | 3,002 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 第四証券株式会社 | 600 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 奈良証券株式会社 | 117 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| フィリップ証券株式会社 | 950 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 西日本シティ T T 証券株式会社 | 3,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 西村証券株式会社 | 500 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| S M B C 日興証券株式会社 | 10,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| マネックス証券株式会社 | 12,200 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

| | | |
|-----------------------|------------|-------------------------------|
| 日産証券株式会社 | 1,500 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 野村証券株式会社 | 10,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 浜銀TT証券株式会社 | 3,307 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| ばんせい証券株式会社 | 1,558 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 日の出証券株式会社 | 4,650 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 百五証券株式会社 | 3,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 廣田証券株式会社 | 600 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| フィデリティ証券株式会社 | 8,157 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 二浪証券株式会社 | 100 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| FFG証券株式会社 | 3,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 松阪証券株式会社 | 100 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 丸国証券株式会社 | 601 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 丸三証券株式会社 | 10,000 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 丸近証券株式会社 | 200 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 岡三にいがた証券株式会社 | 852 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 三木証券株式会社 | 500 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| リテラ・クリア証券株式会社 | 3,794 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 三田証券株式会社 | 500 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 水戸証券株式会社 | 12,272 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 山和証券株式会社 | 585 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 豊証券株式会社 | 2,540 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 40,500 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| ワイエム証券株式会社 | 1,270 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

3【資本関係】

<訂正前>

該当ありません。(平成29年9月末現在)

(注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

<訂正後>

該当ありません。(平成30年4月2日現在)

(注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

独立監査人の監査報告書

平成30年4月25日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田 渉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ソブリン・オープン（3ヵ月決算型）の平成29年9月20日から平成30年3月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ソブリン・オープン（3ヵ月決算型）の平成30年3月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成29年6月28日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

| | | | |
|--------------------|-------|--------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 弥永 めぐみ | 印 |
|--------------------|-------|--------|---|

| | | | |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山田 信之 | 印 |
|--------------------|-------|-------|---|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年12月1日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

| | | | |
|--------------------|-------|--------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 弥永 めぐみ | 印 |
|--------------------|-------|--------|---|

| | | | |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 青木 裕晃 | 印 |
|--------------------|-------|-------|---|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。